入　札　説　明　書

岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事

資 料 一 覧

１．入札説明書（技術資料書式を含む）

２．工事発注概要書

３．工事請負契約書（案）

４．競争加入者心得・工事請負契約基準

令和　８年　９月　３日

国立大学法人岡山大学

入　札　説　明　書

岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日　　令和　８年　９月　３日

２．契約担当官等
　国立大学法人岡山大学　学長　那須保友

３．工事概要等
（１）工 事 名　岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事
（２）工事場所　鳥取県東伯郡三朝町山田８２７（岡山大学三朝団地構内）
（３）工事概要　工事概要図面のとおり
（４）工　　期
　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

　工　　期　令和８年１１月２４日（火）から令和９年３月３１日（水）
　（余裕期間　契約締結日の翌日から令和８年１１月２０日（金）まで）

　なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

（５）本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid03.mext.go.jp/top）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難いものは、岡山大学長に承諾願を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（別記様式１）
（６）本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料（以下、「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）の工事である。
（７）　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事である。

４．競争参加資格
（１）国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。
（２）文部科学省における管工事に係るＢ等級又はＣ等級の一般競争参加資格（令和７・８年度）の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年　法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年　法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成２３年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したＣＯＲＩＮＳに登録済みの工事で、機械設備工事に係る新営又は改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

（５）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

① ２級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・１級管工事施工管理技士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成２３年度以降に上記（４）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出することとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

（６）競争参加者においては、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績の建設工事のうち、令和６年度及び令和７年度に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が２年連続６５点未満でないこと。

（７）技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成１８年1月２０日付け１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）上記３（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（９）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する更生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更正法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
（ⅰ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
（ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行

しないこととされている社員を除く。）
４）組合の理事
５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者
（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
(10) 岡山県又は鳥取県に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとし、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
①　「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
②　「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
（イ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
（ロ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
（ハ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
（ニ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
③　「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

５．設計業務等の受託者等
（１）上記４（８）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

６．担当部局
〒７００－８５３０
岡山市北区津島中一丁目１番１号
国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当
電話番号０８６－２５１－７１２４
ＦＡＸ　０８６－２５１－７１２８
E-mail　sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp

７．競争参加資格の確認等
（１）本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
上記４（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い技術資料を提出すること

ができる。この場合において、４（１）及び（３）から（11）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和　８年　９月　４日（金）　９時から
令和　８年　９月１５日（火）１２時まで
（土曜日、日曜日を除く）

② 提出場所：上記６に同じ

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、紙入札参加希望者は上記６に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

④ 提出様式： https://www.okayama-u.ac.jp/user/shisetsu/tender.html にて
Word ファイルを入手可。

（２）申請書は、別記様式２により作成すること。

●申請資料提出については、下記資料も参考にすること。
施設企画部 HP－入札関連様式等－入札参加書類（工事）記入例と作成上の注意事項.PDF
http://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/shisetu-pdf/kinyuurei_r040530.pdf

（３）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び③１）の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成２３年度以降かつ技術資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種の工事の施工実績（別記様式３）
上記４（４）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式３に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

② 競争参加者（企業）の工事成績評定（別記様式４）
建設工事における令和６年度及び令和７年度に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

③ 配置予定の技術者（別記様式５）

１）配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験
上記４（５）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式５に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。資格については、証書の写しを添付すること。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

２）配置予定技術者の工事成績
同種工事の施工経験として挙げた工事が令和４年度から令和７年度（過去４年間）に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事であれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式５に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類（CORINS 等）を提出すること。

なお、当該工事成績評定点が６５点未満の場合は「競争参加資格なし」となるので注意すること。

④ 契約書等の写し

①及び③１）の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、この写しをもって契約書の写しに代えることができる。記載した事項の内容が判断できる平面図等の資料も併せて提出すること。

⑤　緊急時の施工体制（別記様式６）

岡山県又は鳥取県に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

⑥　事故及び不誠実な行為（別記様式７）

中国地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び岡山県又は鳥取県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止要領に基づく指名停止の期間終了後６ケ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑦　ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式８）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する次の認定等について記載する。これを証明する認定通知書の写し又は一般事業主行動計画策定・変更届の写しを併せて提出すること。

（イ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）、プラチナえるぼし認定）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

（ロ）次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

（ハ）青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認　定等相当確認を受けていること。

⑧　継続教育（ＣＰＤ）の取組（別記様式９）

建築ＣＰＤ情報提供制度及び建築ＣＰＤ運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去１年以内に単位取得が証明されたもの）により、当該団体の推奨単位以上を取得している証明ついて記載する。これを証明する書類の写しを併せて提出すること。

（４）競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

（５）競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年９月２９日（火）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）により通知する。

（６）その他

①　技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　学長は、提出された技術資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された技術資料は、返却しない。

④　提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　技術資料に関する問い合わせ先　　上記６に同じ

８．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

①　提出期限：令和８年１０月５日（月）１２時まで（土曜日、日曜日を除く）

②　提出先　：上記６に同じ

③　提出方法：書面（様式自由）により提出場所に郵送もしくは持参するものとする。

（２）学長は、説明を求められたときは、令和８年１０月９日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9．総合評価に関する事項

（1）　落札者の決定

① 入札参加者は、「価格」、「技術資料」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

（イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

（2）　総合評価の方法

① 「標準点」を１００点、「加算点」は最高２０点とする。

② 「加算点」の算出方法は、（3）の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

【　評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格　】

（3）　評価項目及び評価基準等

	評価項目及び指標		評　価　基　準	配点	満点
①企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績（※1）	・国、特殊法人等（注1）及び地方公共団体が発注する同種工事の実績あり。	3	3
			・その他の発注者による同種工事の実績あり。	2	
			・同種工事の実績なし。［欠格］	欠格	
		工事成績	当該工事種別の令和６年度及び令和７年度（過去２年間）に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		4
			・８１点以上	4	
			・８０点以上８１点未満	3.5	
			・７９点以上８０点未満	3	
			・７８点以上７９点未満	2.5	
			・７７点以上７８点未満	2	
			・７６点以上７７点未満	1.5	
			・７５点以上７６点未満	1	
			・７２点以上７５点未満	0.5	
			・７２点未満（含実績なし）	0	
			※各年度（過去２年間）の平均点が２年連続で６５点未満　［欠格］ ※文部科学省，所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し，令和６年度及び令和７年度（過去２年間）に完成・引渡しを行った工事目的物で，引渡し後に，工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。［欠格］	欠格	
	配置予定技術者の能力	資格	・指定した資格取得後１０年以上又は上位の資格	3	3
			・指定した資格取得後５年以上１０年未満	2	
			・指定した資格取得後５年未満	0	
			・上記以外　［欠格］	欠格	
		同種工事の施工経験（※2）	・国、特殊法人等（注1）及び地方公共団体が発注する同種工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	3	3
			・その他の発注者による同種工事において，主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	2	
			・同種工事において主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0	
			・同種工事の経験なし。［欠格］	欠格	

		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（令和４年度から令和７年度（過去４年間）に完成した工事に限る） ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		4
			・８１点以上	4	
			・８０点以上８１点未満	3.5	
			・７９点以上８０点未満	3	
			・７８点以上７９点未満	2.5	
			・７７点以上７８点未満	2	
			・７６点以上７７点未満	1.5	
			・７５点以上７６点未満	1	
			・７２点以上７５点未満	0.5	
			・７２点未満（含実績なし）	0	
			※６５点未満［欠格］	欠格	
		継続教育（ＣＰＤ）の取組状況	（建築ＣＰＤ情報提供制度及び建築ＣＰＤ運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去１年以内に単位取得が証明されたもの）		1
			・当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり。	1	
			・なし。	0	
②企業の信頼性・社会性	法令遵守（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ）	事故及び不誠実な行為（※３）	（当該区域における営業停止又は文部科学省の指名停止期間終了後３～６ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無）		0
			・あり。	－２	
			・なし。	0	
	地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体制）	・当該工事施工地域（三朝町）に技術者・資機材等の拠点あり。	1	1
			・当該工事施工地域（三朝町）に技術者・資機材等の拠点なし。	0	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	（ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無） ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）、プラチナえるぼし認定）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		1
			・あり。	1	
			・なし。	0	
合　計				２０	

（注１）：「特殊法人等」には国が資本金の１／２以上を出資する法人を含む。

※１　企業の施工能力における「同種工事」とは、平成２３年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したＣＯＲＩＮＳに登録済みの工事で、機械設備工事に係る新営又は改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

※２　配置予定技術者の能力における「同種工事」とは、平成２３年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したＣＯＲＩＮＳに登録済みの工事で、機械設備工事に係る新営又は改修工事を施工した経験を有すること。

※３　「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。
①中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が２週間以上１ヶ月未満、及び期間終了後３ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
②中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が１ヶ月以上２ヶ月未満、及び期間終了後４ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
③中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が２ヶ月以上３ヶ月未満、及び期間終了後５ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
④中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が３ヶ月以上、及び期間終了後６ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

10. 入札説明書に対する質問（設計図書等に対する質問を含む）
（１）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
①提出期間：令和　８年　９月　４日（金）　９時から
令和　８年　９月２４日（木）１２時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
②提 出 先：上記６に同じ
③提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。
（２）（１）の質問に対する回答書は次のとおり岡山大学ホームページ
（https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html）により閲覧に供する。
①期間：令和８年９月３０日（水）から令和８年１０月２日（金）まで
②上記による閲覧が不可能な場合：
（イ）閲覧場所：上記６に同じ
（ロ）閲覧期間：上記①の期間の土曜日、日曜日を除く９時から１６時まで。

11. 入札及び開札の日時及び場所等
（１）入札書提出期限：令和　８年１０月　６日（火）　９時から
令和　８年１０月　７日（水）１１時まで
（２）持参による提出場所：上記６に同じ
（３）開札日時：令和　８年１０月　８日（木）１１時
（４）開札場所：〒７００－８５３０
岡山市北区津島中一丁目１番１号
国立大学法人岡山大学本部棟３階入札室
（５）その他　：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等
（１）入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
（２）代理人が入札する場合は、あらかじめ代理委任状を提出しなければならない。
（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（４）入札執行回数は、原則として２回とする。

13. 入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金　免除

（2）契約保証金　納付

有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０以上とする。

現金で納付する場合は、本学が指定する金融機関に振り込むこと（手数料は落札者が負担する）。

14. 工事費内訳書の提出

（1）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、学長の承諾を得た場合は持参すること。（郵送による提出は認めない。）

（2）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

（3）入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、学長等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の各号に該当する場合については、競争加入者心得第３１条第１２号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

１．未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	（１）	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）	内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）	他の工事の内訳書である場合
	（４）	白紙である場合
	（５）	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	（６）	内訳書が特定できない場合
	（７）	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２．記載すべき事項が欠けている場合	（１）	内訳の記載が全くない場合
	（２）	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
３．添付すべきではない書類が添付されていた場合	（１）	他の工事の内訳書が添付されていた場合
４．記載すべき事項に誤りがある場合	（１）	発注者名に誤りがある場合
	（２）	発注案件名に誤りがある場合
	（３）	提出業者名に誤りがある場合
	（４）	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５．その他未提出又は不備がある場合		

（4）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（5）工事費内訳明細書へ法定福利費を明示すること。また、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な

経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載すること。

（６）提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

15．開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。ただし、学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

１回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16．入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17．落札者の決定方法

（１）契約規程第１２条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札者となるべき者の入札価格が、本学が定めた最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

（３）本工事は労務費ダンピング調査（試行）の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア　理由の確認方法：書面・対面によるヒアリング

イ　その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

※「材料費・労務費」「建退共制度の掛金・法定福利費・安全衛生経費」の明記が必要

18．配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４（５）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19．契約書作成の要否等

別紙の契約書（案）により、契約書を作成するものとする。また、競争参加者又はその代理人は、落札者として決定した日から特別の事情がある場合を除き、７日以内に別冊契約書（案）により取り交わしをするものとする。

20．支払条件

請負代金は、請求書に基づき２回以内に支払うものとする。

21．工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

22. 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記８（２）の回答を受けた日の翌日から起算して原則７日（ 土曜日、日曜日を除く）以内に書面により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、国立大学法人岡山大学入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：令和　８年１０月１３日（火）　９時から
令和　８年１０月２０日（火）１２時まで
当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日を除く）

② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。

23. 関連情報を入手するための照会窓口

上記６に同じ

24. その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

（３）技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

（５）本工事に共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。（事業協同組合についても同様とする。）

（６）第１回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

（７）落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。
くじの日時については、発注者から連絡する。

（８）落札者は、上記７（３）③の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（９）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）
を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

また、入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間：令和　８年　９月１６日（水）　９時から
令和　８年　９月２４日（木）１２時まで
（土曜日、日曜日を除く）

② 提出場所：上記６に同じ

③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。

④　回答書　：数量書に対する質問書への回答書は、次のとおり岡山大学ホームページ（http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html）により閲覧に供する。

（イ）期間：令和８年９月３０日（水）から令和８年１０月２日（金）まで

（ロ）岡山大学ホームページによる閲覧が不可能な場合：

・閲覧場所：上記６に同じ

・閲覧期間：上記（イ）の期間の土曜日、日曜日を除く９時から１６時まで。

(10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

①　システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク　電話：0570-001184

②　IC カードの不具合等発生の問合せ先

取得している IC カードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記６に連絡すること。

別記様式１

紙入札方式参加承諾願

１．工事名　岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事

２．電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件でありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人岡山大学長　殿

令和　　年　　月　　日

住　　所

法人等名

代表者氏名　　印

別記様式２

競　争　参　加　資　格　確　認　申　請　書

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学
　　学長　　那須　保友　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

令和８年９月３日付けで公告のありました岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第６条及び第７条の規定に該当する者でないこと、資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）、入札説明書に記載する本工事に係る設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札説明書　記７（３）①に定める同種の工事の施工実績を記載した書面
２．入札説明書　記７（３）②に定める工事成績を記載した書面及び工事成績評定の通知書の写し
３．入札説明書　記７（３）③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
４．入札説明書　記７（３）④に定める契約書等の写し
５．入札説明書　記７（３）⑤に定める緊急時での施工体制を記載した書面
６．入札説明書　記７（３）⑥に定める事故及び不誠実な行為について
７．入札説明書　記７（３）⑦に定めるワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況を記載した書面及び証明する書類の写し
８．入札説明書　記７（３）⑧に定める継続教育（ＣＰＤ）の取組状況を記載した書面及び証明する書類の写し

注）　紙入札方式を希望する者は、申請書に返信用封筒（表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手をはった長３号封筒とする。）を添えて提出すること。

別記様式３

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

同種工事の判断基準		平成２３年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したＣＯＲＩＮＳに登録済みの工事で、機械設備工事に係る新営又は改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約金額	
	工　　期	年　月　日 ～　年　月　日
	受注形態	単体／共同企業体（出資比率　　％）
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	㎡　（施工面積　　㎡）
	工事内容	（必要に応じて工事内容を記載する。）
CORINS 登録の有無		有（ＣＯＲＩＮＳ登録番号）・無

別記様式４

工　事　成　績

会社名：

ⅰ）工事成績の平均点

以下の様式に従い、建設工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。

発注機関：工事成績相互利用登録発注機関	令和６年度	令和７年度
ａ：各年度の工事件数	a_1＝	a_2＝
ｂ：各区年度の工事成績の合計点数	b_1＝	b_2＝
ｘ：各年度の平均点　ｘ＝ｂ／ａ	x_1＝	x_2＝
ｙ：過去２年間の平均点 ｙ＝（b_1+b_2）／（a_1+a_2）	ｙ＝	

注１：工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注２：各年度の平均点及び過去２年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第２位を四捨五入する。

注３：工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ⅱ）工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和６年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有　・　無

○事例

工　事　名			
発注機関名			
完成年月日	年　　月　　日	引渡年月日	年　　月　　日
具体的な内容（発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等）			

注１：「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。

ア）　重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ）　重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ）　ア）又はイ）の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ）　上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

別記様式５

配置予定技術者の資格・施工経験・工事成績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１）配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者　　○○○○
法令による資格・免許		（例）1級建築施工管理技士（取得年） 監理技術者資格者証（取得年） 監理技術者講習終了証（取得年）
同種工事の判断基準		平成２３年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了したＣＯＲＩＮＳに登録済みの工事で、機械設備工事に係る新営又は改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
工事の経験の概要	工　事　名	
	発注機関名	
	施 行 場 所	（都道府県・市町村名）
	契 約 金 額	
	工　　期	年　月　日 ～　年　月　日
	従 事 役 職	現場代理人，主任技術者，監理技術者　等
	建 物 用 途	
	構造・階数	
	建 物 規 模	（㎡）（施工面積　　㎡）
	工 事 内 容	
	CORINSへの登録	有（ＣＯＲＩＮＳ登録番号）・無
工事成績評定点		点（詳細は別記様式５－２のとおり）
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注機関名	
	工　　期	年　月　日 ～　年　月　日
	従 事 役 職	現場代理人，主任技術者，監理技術者　等
	本工事と重複する場合の対応措置	例）本工事に着手する前の　月　日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

別記様式５－２

工事成績評定点

会社名：

配置予定技術者氏名：

ｉ）工事成績の平均点

以下の様式に従い、建設工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。）

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ａ：各年度の工事件数	ａ1＝	ａ2＝	ａ3＝	ａ4＝
ｂ：各区年度の工事成績の合計点数	ｂ1＝	ｂ2＝	ｂ3＝	ｂ4＝
ｘ：各年度の平均点 ｘ＝ｂ／ａ	ｘ1＝	ｘ2＝	ｘ3＝	ｘ4＝
ｙ：過去４年間の平均点 ｙ＝（b1+b2+b3+b4）／（a1+a2+a3+a4）	ｙ＝			

注１　工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入の上、提出すること。

注２　各年度の平均点及び過去４年間の平均点算出にあたっては、小数点以下第２位を四捨五入する。

注３　工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

注４　主任（監理）技術者として従事したことを証明できる書類を添付すること。

別記様式６

緊急時での施工体制

工事名：岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

岡山県又は鳥取県に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分（該当に○印）
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他

（記載例）

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分（該当に○印）
株式会社○○建設 △△支店	000-0000	○○県○○市○○町○－○－○	・本店 ⊙支店 ・営業所 ・その他

別記様式７

事故及び不誠実な行為

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．営業停止

岡山県又は鳥取県を区域に含む営業停止措置のうち、本工事の開札日から起算して６ケ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	営　業　停　止　の　期　間
（記載例） 国土交通中国地方整備局	（記載例） 年　月　日　から　　年　月　日（　ケ月）

注１）営業停止の通知の写しを添付すること。

注 2）措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

２．指名停止

中国地区において、文部科学省から受けた指名停止措置のうち、本工事の開札日から起算して６ケ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。

指　名　停　止　の　期　間
（記載例） 年　月　日　から　　年　月　日（　ケ月）

注１）指名停止の通知の写しを添付すること。

注 2）措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

別記様式８

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、「認定あり」・「認定なし」のどちらかを「■」にすること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）、プラチナえるぼし認定）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）	□　認定あり □　認定なし

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	□　認定あり □　認定なし

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	□　認定あり □　認定なし

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

注１）認定通知書等、証明することのできる資料の写しを添付すること。

別記様式９

継続教育（ＣＰＤ）の取組状況

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

継続教育（ＣＰＤ）の取組状況について、「当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり」・「証明なし」のどちらかを「■」にすること。

建築ＣＰＤ情報提供制度及び建築ＣＰＤ運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去１年以内に単位取得が証明されたもの）	□　当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり □　証明なし

注１）上記を証明する書類の写しを添付すること

機　械　設　備　工　事　発　注　概　要　書

年　度		令和８年度			
工事名称		岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事			
工事場所		鳥取県東伯郡三朝町山田８２７（岡山大学三朝団地構内）			
完成期限		令和９年３月３１日（金曜日）			
工事概要	建物概要	棟名称	第１研究棟		
		工　種	模様替		
		構　造・階　数	Ｒ造 地上３階		
		建 築 面 積	(950㎡)		
		延 面 積	(2,740㎡)		
	屋内工事	空 気 調 和 設 備	⊙	・	・
		換 気 設 備	・	・	・
		排 煙 設 備	・	・	・
		自 動 制 御 設 備	⊙	・	・
		動 力 設 備	⊙	・	・
		衛 生 器 具 設 備	・	・	・
		給 水 設 備	・	・	・
		排 水 設 備	・	・	・
		給 湯 設 備	・	・	・
		消 火 設 備	・	・	・
		都 市 ガ ス 設 備	・	・	・
		医 療 ガ ス 設 備	・	・	・
		撤 去 工 事	⊙	・	・
	屋外・その他工事	空 気 調 和 設 備	・	・	・
		給 水 設 備	・	・	・
		排 水 設 備	・	・	・
		給 湯 設 備	・	・	・
		消 火 設 備	・	・	・
		都 市 ガ ス 設 備	・	・	・
		医 療 ガ ス 設 備	・	・	・
		撤 去 工 事	・	・	・

配置・案内図等	下図による
本件に関する照会先	岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当　086-251-7124

・大学行事（試験日等）に伴い、工事中止が発生することがある。
・本工事は建物を使用しながらの工事である。騒音、振動、塵埃に特段の配慮が必要である。
・本工事建物周辺は、学生、教職員等の動線が交錯している。加えて、配送・納品車両等の往来が多いため、安全管理には十分注意し施工すること。
・工事車両については、工事用地内以外には駐車しないこと。
・敷地内は禁煙であり、工事用地内、工事車両内であっても同様とする。また、敷地外であっても大学周辺での喫煙については慎むこと。

岡山大学三朝団地配置図

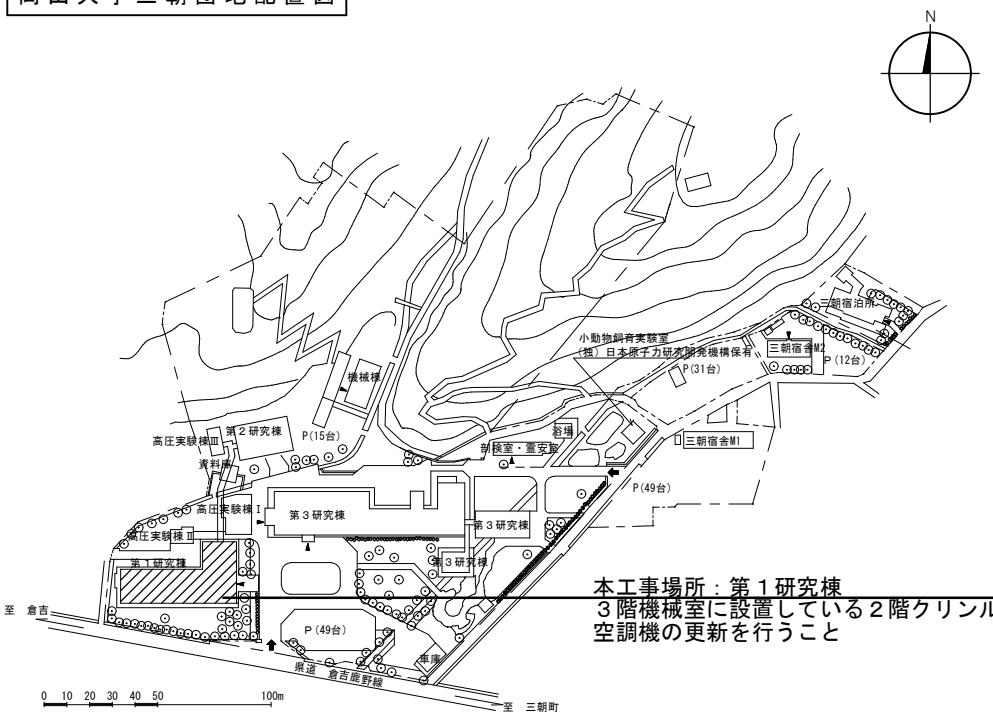

本工事場所：第１研究棟
３階機械室に設置している２階クリンルーム用空調機の更新を行うこと

※（　　）の数値は、当該既設建物の面積とする。
注）表中の・印の事項については、〇印の事項のみ適用する。

※本工事は工事概要を示すものであり、発注図とは異なる。

岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム
空調設備更新工事

図　面　目　録

図面番号	図　面　名　称	縮尺　A１
Ｍ－１	表紙・図面目録	－
特－１	特記仕様書（1）	－
特－２	特記仕様書（2）	－
Ｍ－２	附近見取図・配置図	1/1200
Ｍ－３	空調設備　機器表、凡例、系統図　（改修前）・（改修後）	－
Ｍ－４	空調設備　3階平面図、空調機械室詳細図　（改修前）・（改修後）	1/100、1/50
Ｍ－５	空調設備　R階平面図　（改修前）・（改修後）	1/100
Ｍ－６	自動制御設備　計装図、制御機器表　（改修前）・（改修後）	－
Ｍ－７	自動制御設備　2階・3階・R階平面図　（改修前）・（改修後）	1/100
Ｍ－８	自動制御設備　主回路図、姿図　（改修前）・（改修後）	－
Ｍ－９	動力分岐設備　3階平面図、空調機械室詳細図　（改修前）・（改修後）	1/100、1/50
Ｍ－１０	動力分岐設備　R階平面図　（改修前）・（改修後）	1/100

備考		岡山大学施設企画部	施設企画部長	担当課長	担当者	森村設計 代表取締役社長 森村　剛	設計業務名 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム 空調設備設計業務	工事名称 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事	縮尺 A1：－ A3：－
							検印	図面名称 表紙・図面目録	作製年月 令和８年８月

図面番号 Ｍ－１

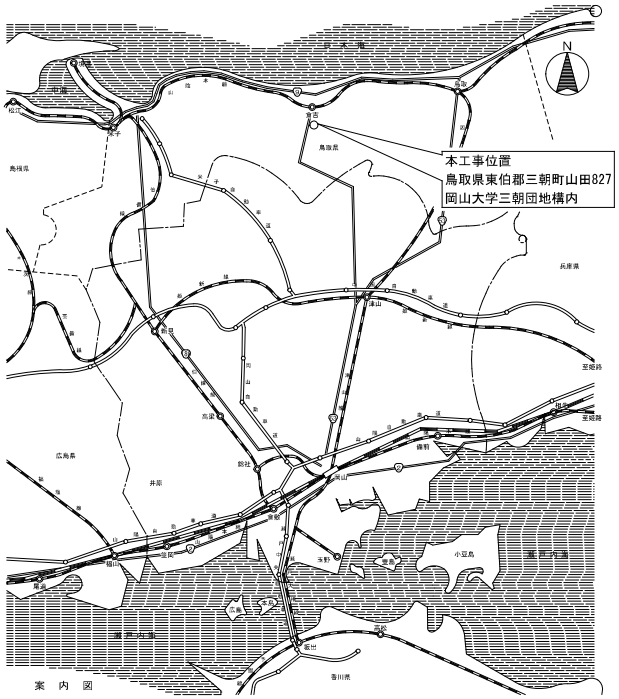

周辺見取図

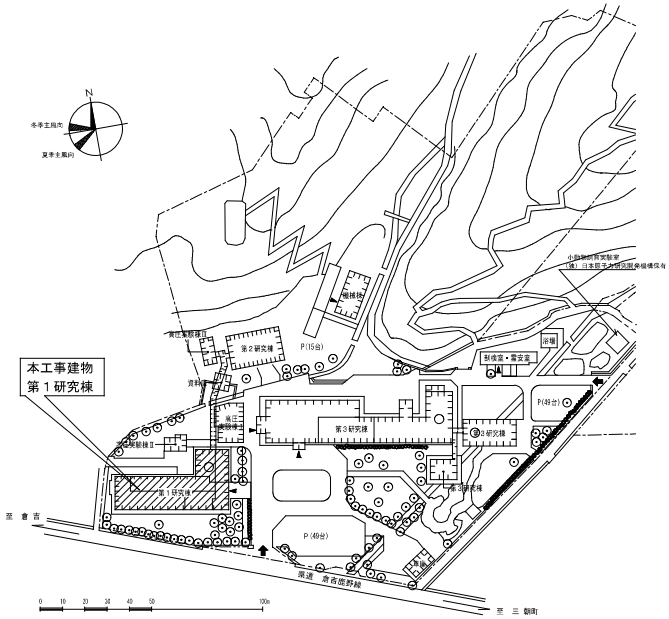

岡山大学三朝団地配置図　S=1/1,200

備考		岡山大学施設企画部	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　剛	設計業務名 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム 空調設備設計業務	工事名称 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事 図面名称 附近見取図・配置図	縮尺　A1 : 1/1,200 A3 : 1/2,400 作製年月 令和８年８月	図面番号 M － 2

改修前

撤去　機器表

記号	系統	名称	型式	機器仕様 能力 冷房能力	能力 暖房能力	室内機仕様 形式	風量 SOA (m3/h)	機外静圧 (Pa)	電源容量(60Hz) 相 (φ)	電圧 (V)	電動機出力 室内機 送風機 (kW)	室内機 圧縮機 (kW)	室外機 送風機 (kW)	冷媒 種別	充てん量 (kg)	冷媒管サイズ 液/ガス	防振装置	付属品等	設置場所 種別	階	室名	台数	備考
PAC−1	2階 クリーンコリドー、地球外監物分離室、	パッケージ形空調機	空冷式パッケージ形空調機	40850kcal/h	33200kcal/h	床置ダクト形	3600	470	3	200	1.5	5.5×2	(0.14+0.20)×2	R22	5.2×2	(12.7/19.1)×2	外機:C	防雪フード	室外機	R	屋上	2	ダイキン: CRJ200P×2
	重液分離室、超洗浄化学実験室、天秤室		(オールフレッシュ)	(47.5kW)	(電気ヒーター39kW)												内機:C	室内機械室	3	空調機械室	1	ダイキン: FRFJ475P
	清浄化学実験室																						
PAC−2	2階 試薬室、洗浄室、前室1、	パッケージ形空調機	空冷式パッケージ形空調機	28800kcal/h	16400kcal/h	床置ダクト形	2100	470	3	200	1.5	7.5	0.14−0.20	R22	6.0	15.9/22.2	外機:C	防雪フード	室外機	R	屋上	1	ダイキン: CRJ280P
	ICP質量分析計室		(オールフレッシュ)	(33.5kW)	(電気ヒーター20kW)												内機:C	室外機取水装置	室内機	3	空調機械室	1	ダイキン: FRFJ335P

特記事項

1) R22冷媒の回収処分を見込むこと。

2) フィルターおよびボックスは撤去せず再利用とする。

仮設ダクト参考図

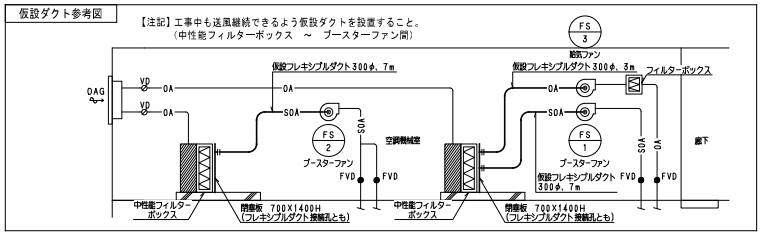

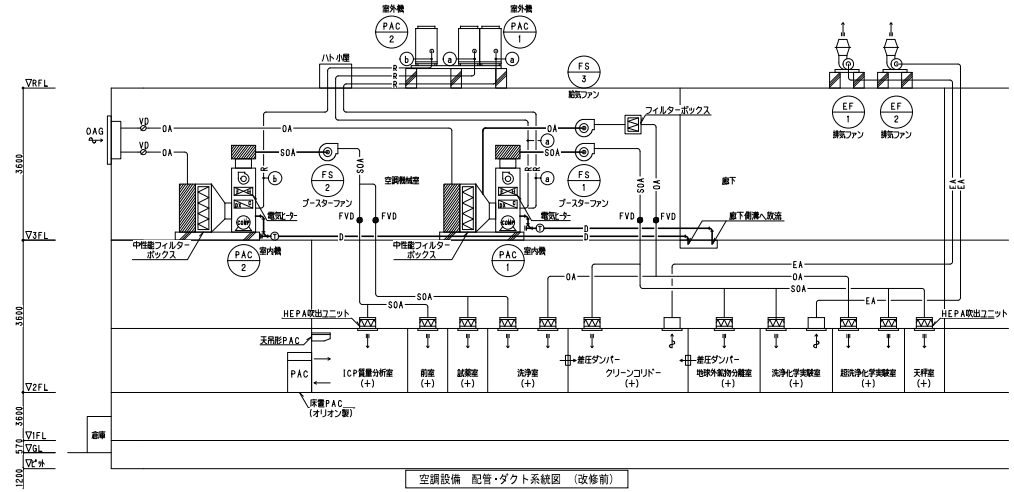

空調設備　配管・ダクト系統図　（改修前）

改修後

新設　機器表

記号	系統	名称	型式	機器仕様 能力 冷房能力 (kW)	能力 暖房能力 (kW)	室内機仕様 形式	風量 SOA (m3/h)	機外静圧 (Pa)	電源容量(60Hz) 相 (φ)	電圧 (V)	電動機出力 室内機 送風機 (kW)	室内機 圧縮機 (kW)	室外機 送風機 (kW)	フィルター	冷媒 種別	充てん量 (kg) (参考)	冷媒管サイズ 液/ガス (参考)	防振装置	その他付属品等	設置場所 種別	階	室名	台数	備考
PAC−1	2階 クリーンコリドー、地球外監物分離室、	パッケージ形空調機	設備用パッケージエアコン	50.0	56.0	床置ダクト形	6000	300	3	200	3.7	7.46×2	0.61×2	プレ	R410A	5.5×2	15.9/28.6	外機:A	室外機雪フード(SUS製)	室外機	R	屋上	1	1組2台冷排デフロスト時も送風継続できる仕様とし、
	重液分離室、超洗浄化学実験室、天秤室		(セパレート型、				(100m3/min)												室内機	3	空調機械室	1	デフロスト運転信号の出力端子を設置すること。
	清浄化学実験室		オールフレッシュ)																吊面吸込みフランジ				
																			室外機寒冷仕様				
PAC−2	2階 試薬室、洗浄室、前室1、	パッケージ形空調機	設備用パッケージエアコン	40.0	45.0	床置ダクト形	4320	280	3	200	2.2	12.0	0.66×2	プレ	R410A	8.4	12.7/28.6	外機:A	室外機防雪フード(SUS製)	室外機	R	屋上	1	冬期デフロスト時も送風継続できる仕様とし、
	ICP質量分析計室		(セパレート型、				(72m3/min)												室内機	3	空調機械室	1	デフロスト運転信号の出力端子を設置すること。
			オールフレッシュ)																吊面吸込みフランジ				
																			室外機寒冷仕様				

特記事項

1) 表中の冷房・暖房能力は、JIS B8616による条件による定格能力を示す。

2) 冷媒はオゾン破壊係数が0のものとする。

3) 表中の電動機出力および機外静圧は参考値とする。

4) 表中の防振装置の表記は　A:スプリング式防振架台、B:スプリングゴム防振、C:防振ゴムパットを示す。

5) 冬期デフロスト時に外の冷気をそのまま送風とならないよう、室外機よりデフロスト運転信号を出力し別置きの電気ヒーターを ON、15分後（デフロスト最大継続時間）に自動的にOFFとなる制御を行う。（制御回路は自動制御工事）

6) 屋上スクラバー排気等による腐食対策として屋外機は塩害対策仕様とする。

7) 別置きリモコンを付属し、室内機には吊面吸込み用フランジ、室外機には防雪フード（ SUS製、吹出・吸込とも）を付属する。

記号	機器名称	機器仕様	電源(60Hz) 相 (φ)	電圧 (V)	消費電力 (kW)	数量	設置場所 階	室名	備考
EH−1	電気ヒーター	型式:ダクト型電気ヒーター	3	200	26.0	1	3	空調機械室	PAC−1デフロスト運転時ON、
	(PAC−1系統)	消費電力:26.0kW、通過風量:3600m3/h、圧力損失(参考):45Pa、ダクト寸法(参考):875×600H							15分後に自動的にOFF
		付属品:端子台(電源・操作回路)、過熱防止装置(バイメタルスイッチ、温度ヒューズ)、その他標準付属品一式							
EH−2	電気ヒーター	型式:ダクト型電気ヒーター	3	200	16.0	1	3	空調機械室	PAC−2デフロスト運転時ON、
	(PAC−2系統)	消費電力:16.0kW、通過風量:2100m3/h、圧力損失(参考):50Pa、ダクト寸法(参考):775×400H							15分後に自動的にOFF
		付属品:端子台(電源・操作回路)、過熱防止装置(バイメタルスイッチ、温度ヒューズ)、その他標準付属品一式							

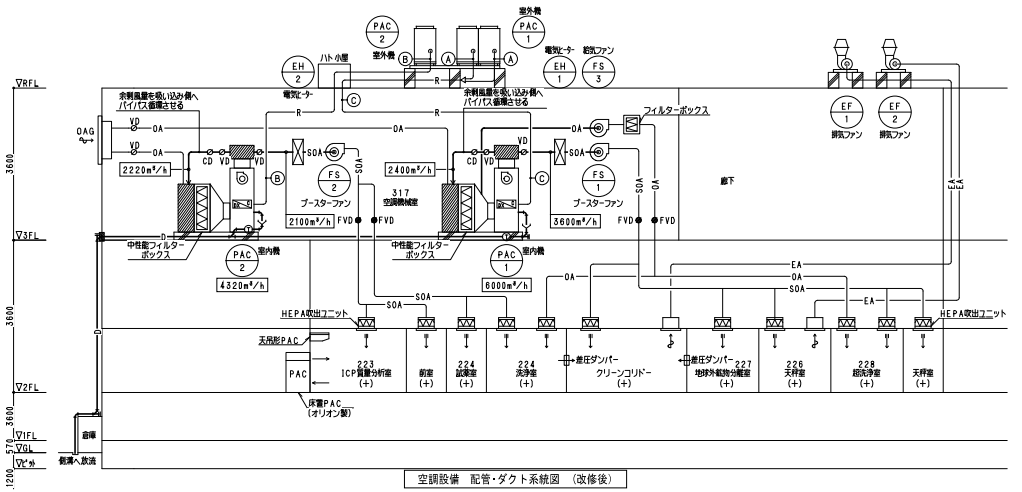

空調設備　配管・ダクト系統図　（改修後）

配管・ダクト凡例

記号	名称	適用	記号	名称	適用	記号	名称	適用
R	冷媒管	冷媒配管用銅継目無管(JCDA 0009)	300×300	矩形ダクト	亜鉛鉄板製	VD	風量調整ダンパー	形状・大きさは図示による
D	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) (JIS K 6741)	250φ	円形ダクト	亜鉛鉄板製	FVD	風量調整防火ダンパー	形状・大きさは図示による
		配管用炭素鋼鋼管(SGP)白 (JIS G 3452)	OA	外気ダクト	亜鉛鉄板製	CD	逆流防止ダンパー	形状・大きさは図示による
	給水管	フレキ管	EA	排気ダクト	亜鉛鉄板製			
	冷温水管	機器付属品	SOA	給気ダクト	亜鉛鉄板製		たわみ継手	
	間接排水受け	形式、大きさは図示による。	RA	還気ダクト	亜鉛鉄板製		消音チャンバー	内貼50t、形状・大きさは図示による
	空調ドレントラップ	形式、大きさは図示による。					吹出口	
	穴掘け復旧を示す	ダイヤモンドカッターはつり(壁)					吸込口	

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配管・ダクト・機器類は撤去・更新を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・ダクト・機器類は対象外を示す。

備考	
岡山大学施設企画部	
株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　剛	
設計業務名	岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備設計業務
工事名称	岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事
図面名称	空調設備　機器表、凡例、系統図　（改修前）・（改修後）
縮尺	A1：— A3：—
作製年月	令和８年８月
図面番号	M − 3

改修前

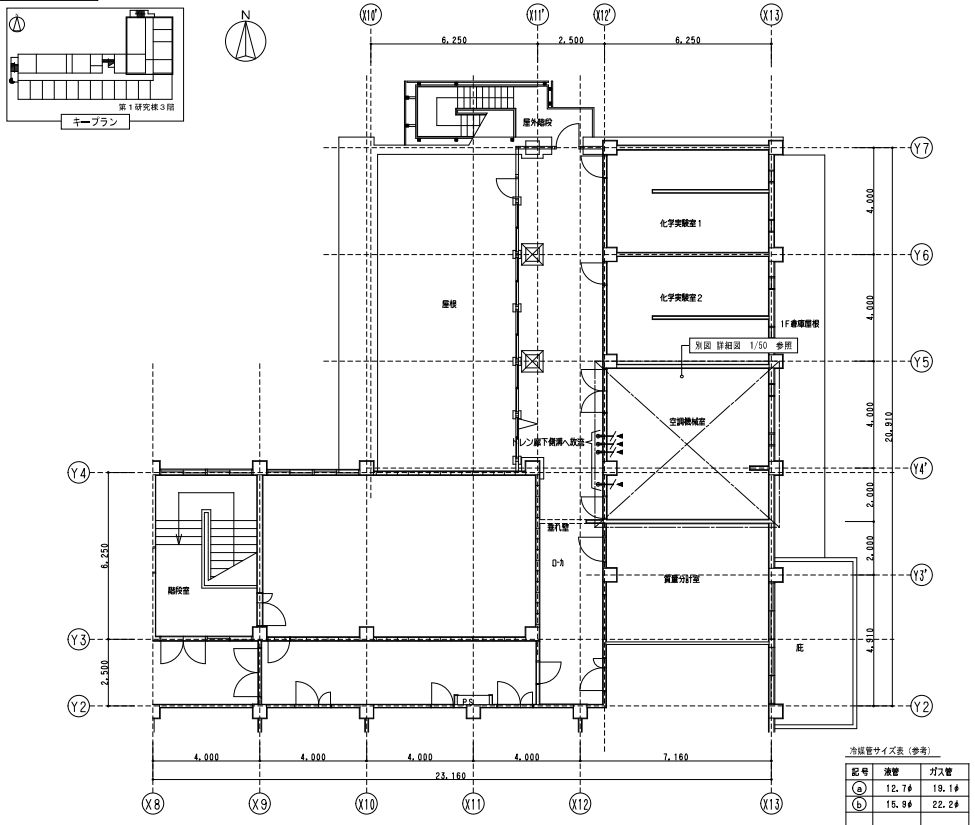

３階平面図 （改修前） S=1/100

冷媒管サイズ表（参考）

記号	液管	ガス管
ⓐ	12.7φ	19.1φ
ⓑ	15.9φ	22.2φ

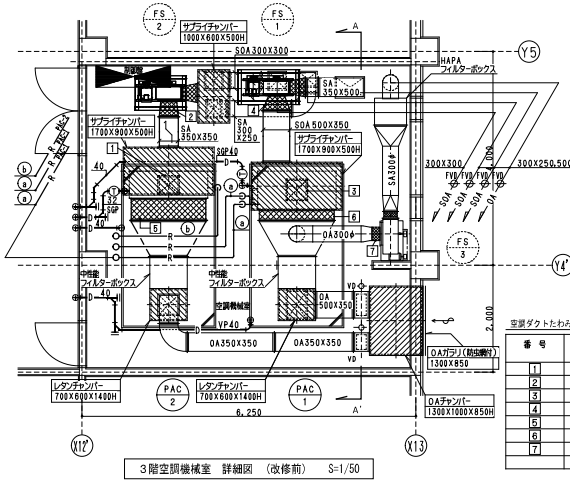

３階空調機械室 詳細図 （改修前） S=1/50

空調ダクトたわみ継手 各部サイズ表（参考）

番 号	台数	たわみ継手（WXH）mm
1	1	300X350
2	1	350X350
3	1	350X350
4	1	500X350
5	1	1400X300
6	1	1400X400
7	1	300φ

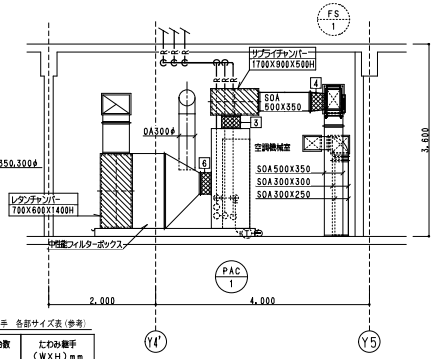

３階空調機械室 A—A' 断面図 （改修前） S=1/50

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配管・ダクト・機器類は撤去を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・ダクト・機器類は対象外を示す。
2）器具・配管撤去後の不要なスリーブは穴埋の補修を行うこと。

改修後

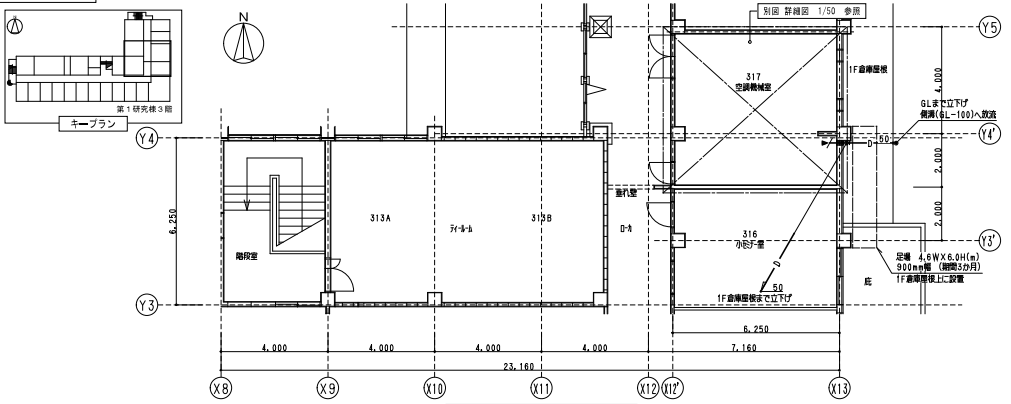

３階平面図 （改修後） S=1/100

冷媒管サイズ表（参考）【パッケージエアコン】

記号	液管	ガス管	備 考
Ⓐ	9.5φ	25.4φ	以下の配線は冷媒配管共巻きとする。
Ⓑ	12.7φ	28.6φ	室外機・室内機間制御用連絡配線
Ⓒ	15.9φ	28.6φ	EM-CEES 1.25*−2C

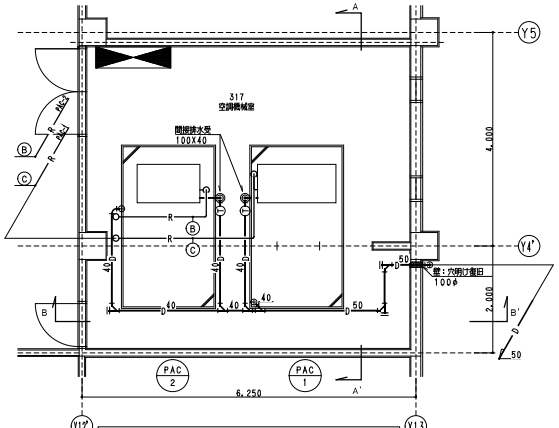

３階空調機械室 詳細図（空調配管） （改修後） S=1/50

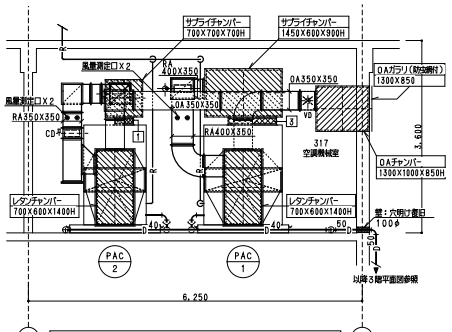

３階空調機械室 B—B' 断面図 （改修後） S=1/50

３階空調機械室 詳細図（ダクト） （改修後） S=1/50

空調ダクトたわみ継手 各部サイズ表（参考）

番 号	台数	たわみ継手（WXH）mm
1	1	350X350
2	1	300φ
3	1	900X350
4	1	300φ
5	1	1100X400
6	1	1400X400

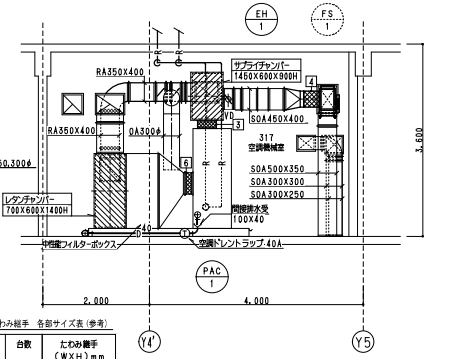

３階空調機械室 A—A' 断面図 （改修後） S=1/50

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配管・ダクト・機器類は新設を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・ダクト・機器類は対象外を示す。

備考		岡山大学施設企画部	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村 剛	設計業務名 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備設計業務	工事名称 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事	縮尺 A1 : 1/100, 1/50 A3 : 1/200, 1/100	図面番号 M − 4
					図面名称 空調設備 3階平面図、空調機械室詳細図 （改修前）・（改修後）	作製年月 令和８年８月	

改修前

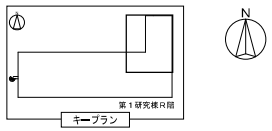

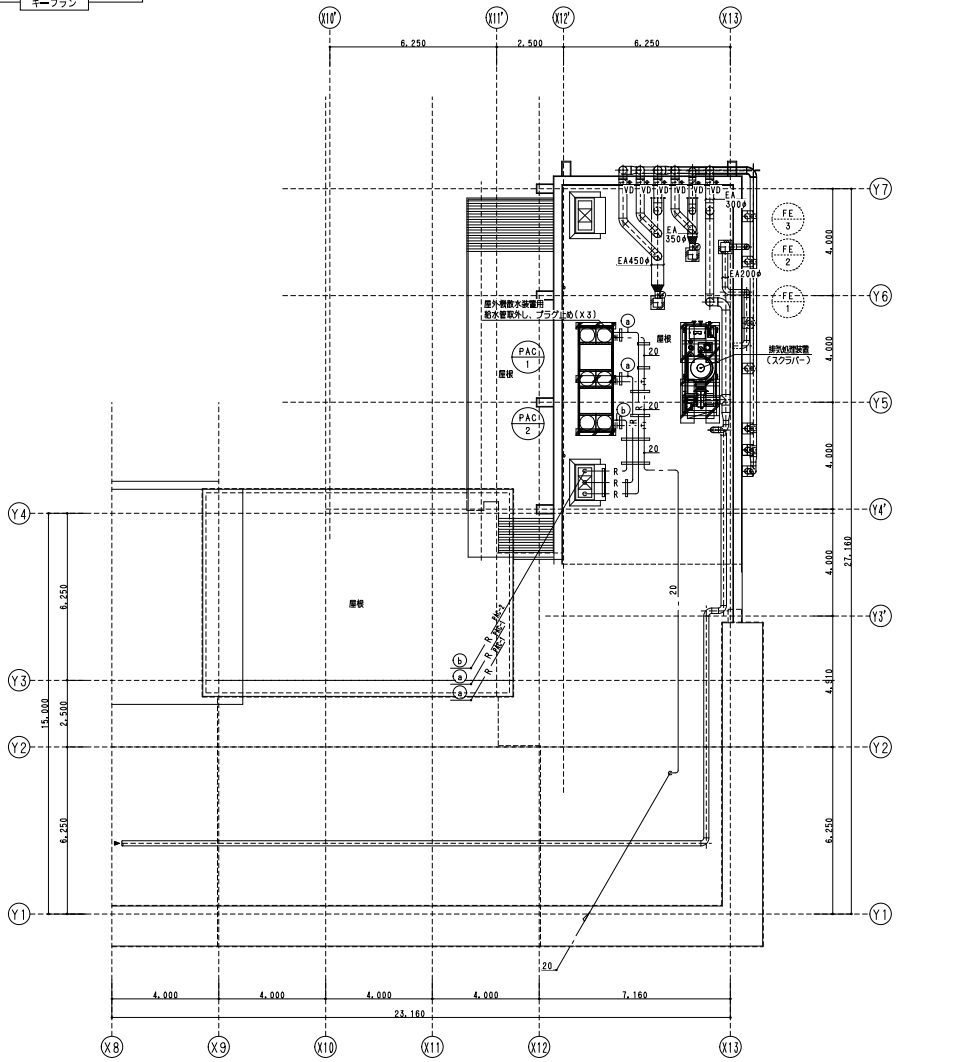

R階平面図 （改修前） S=1/100

冷媒管サイズ表（参考）

記号	液管	ガス管
ⓐ	12.7φ	19.1φ
ⓑ	15.9φ	22.2φ

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配管・ダクト・機器類は撤去を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・ダクト・機器類は対象外を示す。

改修後

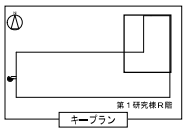

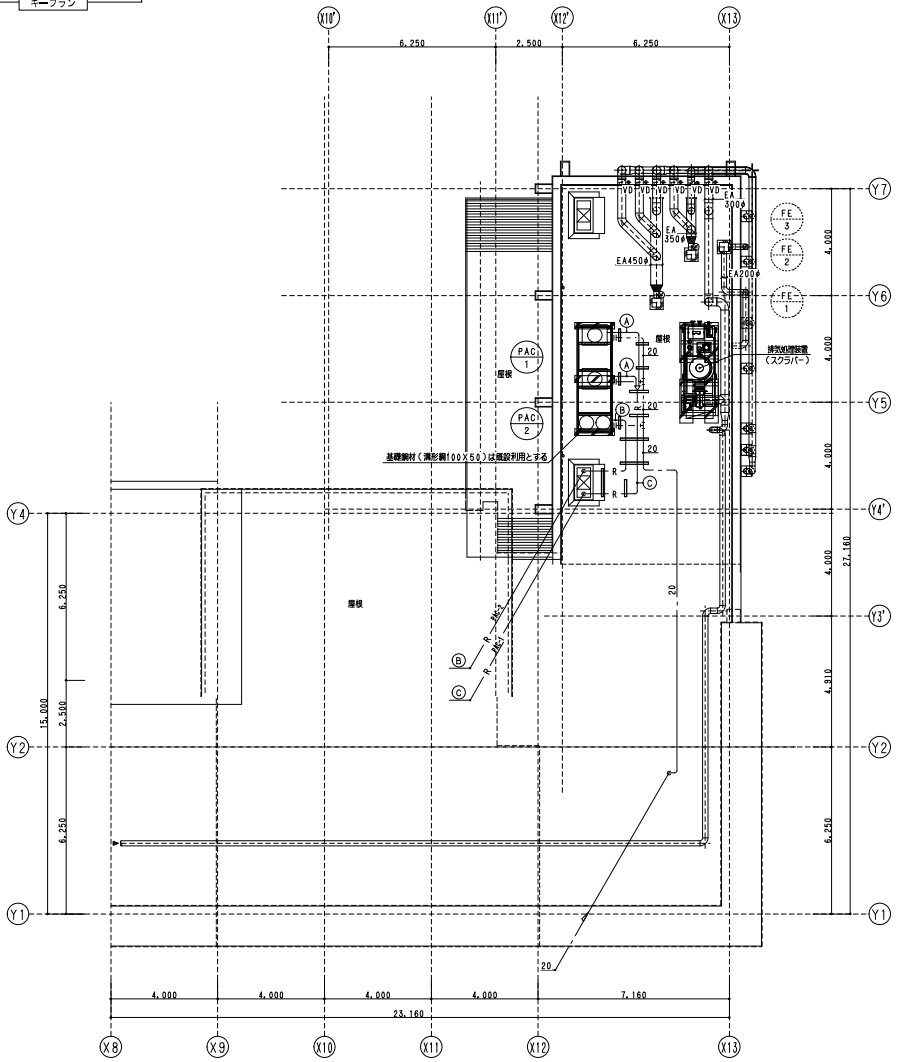

R階平面図 （改修後） S=1/100

冷媒管サイズ表（参考）【パッケージエアコン】

記号	液管	ガス管	備 考
Ⓐ	9.5φ	25.4φ	以下の配管は冷媒配管共巻きとする。
Ⓑ	12.7φ	28.6φ	室外機・室内機間制御用連絡配線
Ⓒ	15.9φ	28.6φ	EM-CEES 1.25*-2C

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配管・ダクト・機器類は新設を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・ダクト・機器類は対象外を示す。

備考		岡山大学施設企画部	森村設計 代表取締役社長 森村 剛	設計業務名 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備設計業務	工事名称 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事	縮尺 A1 : 1/100 A3 : 1/200
					図面名称 空調設備 R階平面図 （改修前）・（改修後）	作製年月 令和８年８月
						図面番号 M － 5

改修前

計装図（改修前）

パッケージ制御　（２組）
ＰＡＣ－１，２

制御項目
1．室内温度制御
2．空調停止時のインターロック制御
3．ヒータ加熱防止制御

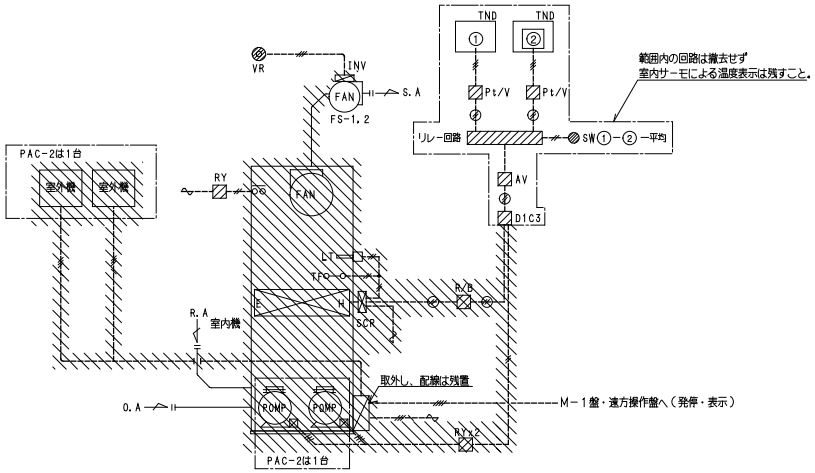

自動制御機器表　（改修前）

記号	名　　称	型　番	備　考
T	室内型温度検出器	T7090	山武ハネウェル
TND	サーモプレート		
D1C3	デジタル指示調節計	R315G	山武ハネウェル
Pt/V	抵抗電圧変換器	RY7911P	山武ハネウェル
R/B	レシオバイアス変換器	RY7911B	山武ハネウェル
LT	リミットコントロール	L4029E	山武ハネウェル
AV	インデルパック	IP326	山武ハネウェル
TF	温度ヒューズ		
RY	補助リレー		
SCR	サイリスタ		
INV	インバータ		経年劣化のため撤去・更新
VR	ボリューム		

【注記】
1）図中 ▨ は撤去を示す。

改修後

計装図（改修後）

パッケージ制御　（２組）
ＰＡＣ－１，２
ＥＨ－１，２

制御項目
1．吹出し温度制御および発停
・パッケージ本体機能による制御とする。
2．電気ヒーター制御
・パッケージが冬期デフロスト運転時に１５分間ヒーターをＯＮとする。
・加熱防止・安全対策としてバイメタルスイッチ・温度ヒューズにて電気ヒーターの電源を遮断する。（電気ヒーター本体機能）

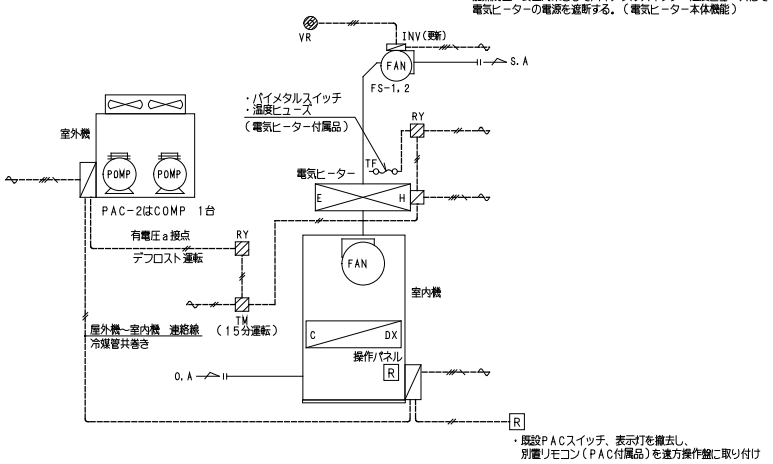

自動制御機器表　（改修後）

記号	名　　称	型　番	備　考
TF	温度ヒューズ		
RY	補助リレー		
INV	インバータ		経年劣化のため撤去・更新
VR	ボリューム		
TM	タイマー		

備考		岡山大学施設企画部	森村設計 代表取締役社長 森村　剛	設計業務名 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備設計業務	工事名称 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事	縮尺 A1：－ A3：－	図面番号 M－6
					図面名称 自動制御設備　計装図、制御機器表　（改修前）・（改修後）	作製年月 令和８年８月	

改修前

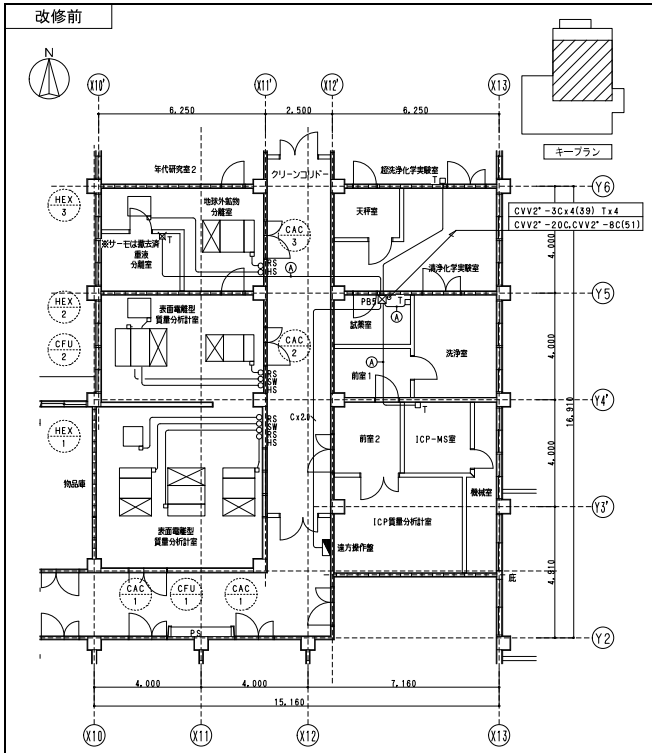

２階平面図　（改修前）　S=1/100

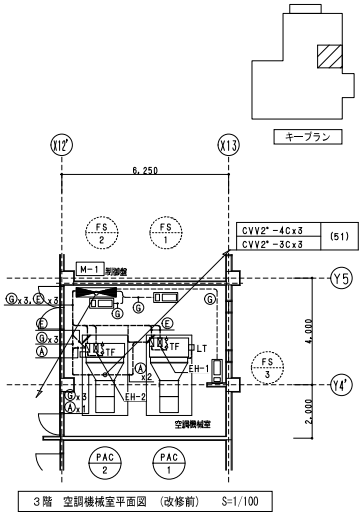

３階　空調機械室平面図　（改修前）　S=1/100

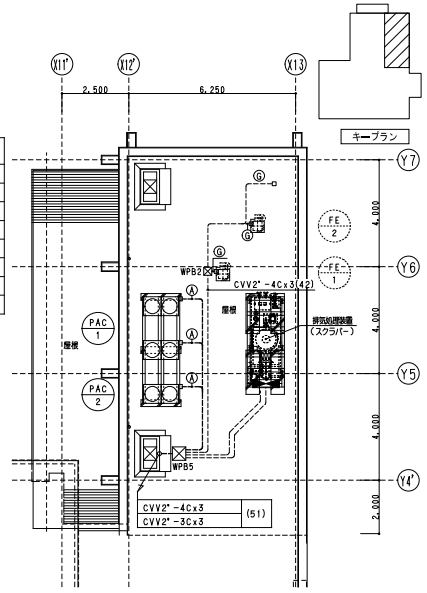

R階平面図　（改修前）　S=1/100

凡　例

記号	機器名称　配線種類	備　考	記号	機器名称　配線種類	備　考
----	露出配管	塗装不要	⊠PB5	SUS製プルボックス	300*X300
——	天井内コロガシ配線		⊠WPB5	SUS製プルボックス（防水仕様）	500*X300
			⊠WPB2	SUS製プルボックス（防水仕様）	250*X200
○RS	空調用リモコンスイッチ				
○SW	フィルターユニットリモコンスイッチ				
○HS	全熱交換器用リモコンスイッチ				

自動制御機器配線表

記号	機器名称	配線種類	屋内	備　考
□T		CVV2*-3C	(E25)	立ち上げ部(モール)
□LT		CVV2*-2C	(E25)	
-○-○-	温度ヒューズ	CVV2*-2C	(E25)	

配　線　表

記号	配線種類	屋内	屋外	備　考
Ⓐ	CVV2*-3C	(E25)	(22)	立ち上げ部(モール)
Ⓑ	CVV2*-2C	(E25)		
Ⓒ	CVV2*-8C			立ち上げ部(モール)
Ⓓ	CVV2*-20C			立ち上げ部(モール)
Ⓔ	CVV2*-10C.2Cx4	(E51)		
Ⓖ	CVV2*-4C	(E31)	(28)	

注）天井内はコロガシ配線とし、スイッチ類の壁内立下りは配管を使用する。

改修後

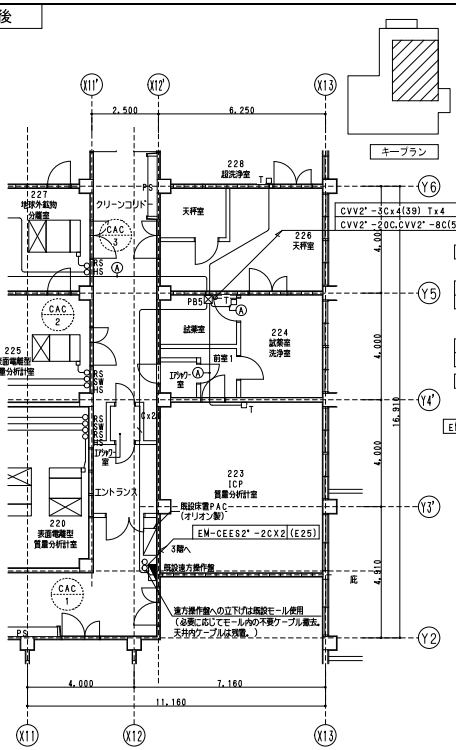

２階平面図　（改修後）　S=1/100

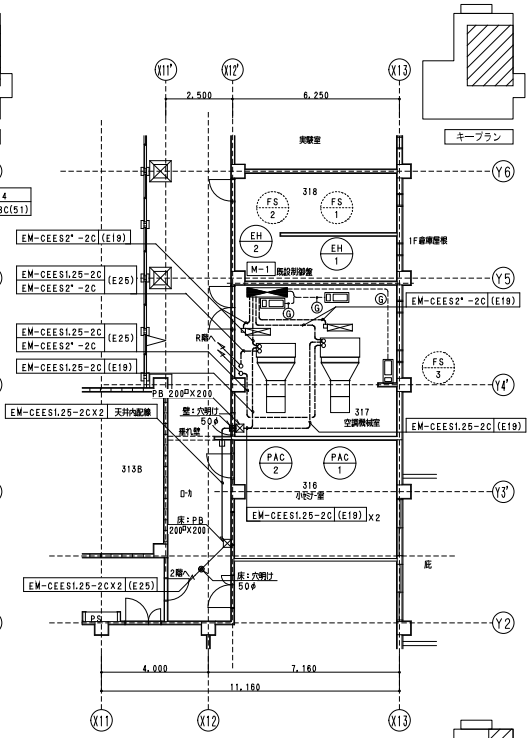

３階　空調機械室平面図　（改修後）　S=1/100

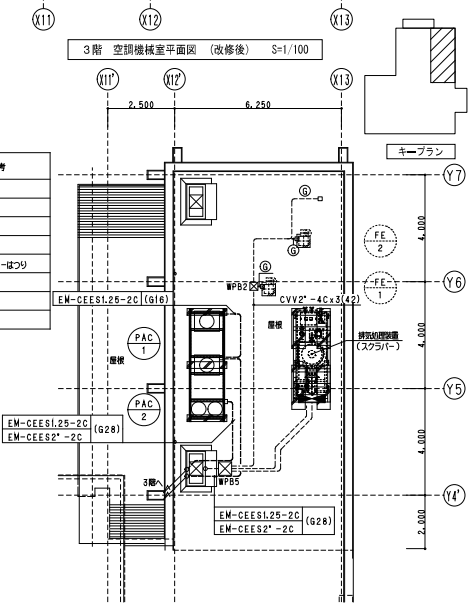

R階平面図　（改修後）　S=1/100

凡　例

記号	機器名称　配線種類	備　考	記号	機器名称　配線種類	備　考
----	露出配管	塗装	⊠PB5	SUS製プルボックス	300*X300
——	天井内コロガシ配線		⊠WPB5	SUS製プルボックス（防水仕様）	500*X300
			⊠WPB2	SUS製プルボックス（防水仕様）	250*X200
○RS	空調用リモコンスイッチ				
○SW	フィルターユニットリモコンスイッチ		—■—	壁　穴明け	ダイヤモンドカッターはつり
○HS	全熱交換器用リモコンスイッチ		◉	床　穴明け	〃

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配線・配管・機器類は撤去を示し、
図中 ——— 細線で示す配線・配管・機器類は対象外を示す。

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配線・配管・機器類は新設を示し、
図中 ——— 細線で示す配線・配管・機器類は対象外を示す。

備考		岡山大学施設企画部	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　剛	設計業務名 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備設計業務	工事名称 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面番号 M－7
					図面名称 自動制御設備　2階、3階、R階平面図　（改修前）・（改修後）	作製年月 令和８年８月	

M－1盤主回路図（改修前）

※1）図中細線は既設を示す。

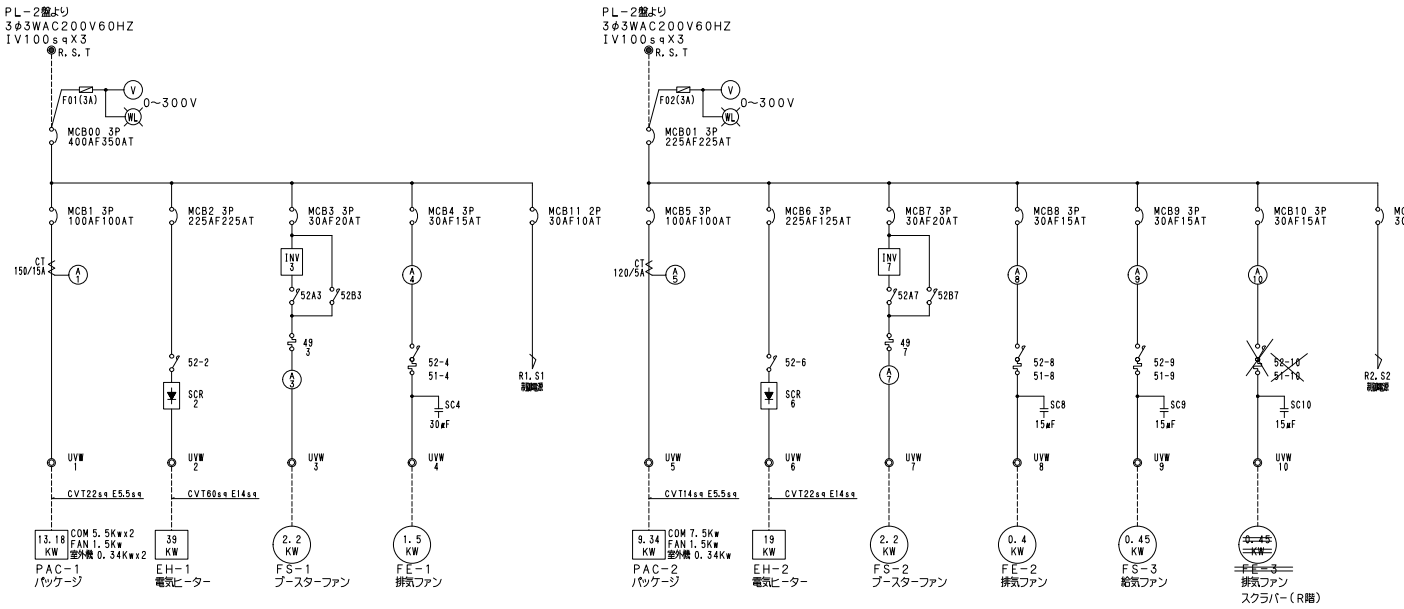

制御盤表

制御盤名	タイプ	寸法 W	寸法 H	寸法 D	備考
M－1	自立	1400	2000	400	
遠方操作盤	壁掛	500	500	200	・PAC－1・2系統の発停、一括運転表示および故障表示を兼ね、附属リモコンによる操作・表示へ変更する。 ・FS－3、FE－3系統発停、及び一括運転表示、故障表示

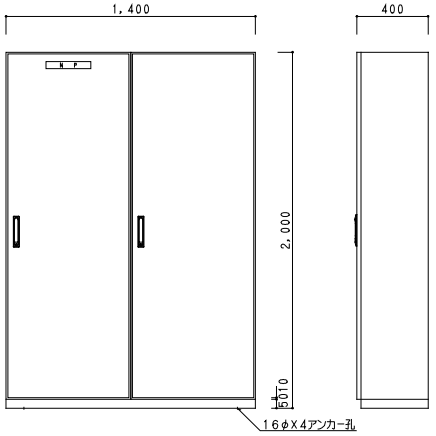

既設M－1盤 姿図

M－1盤主回路図（改修後）

※1）図中細線は既設を示し、太線は更新を示す。

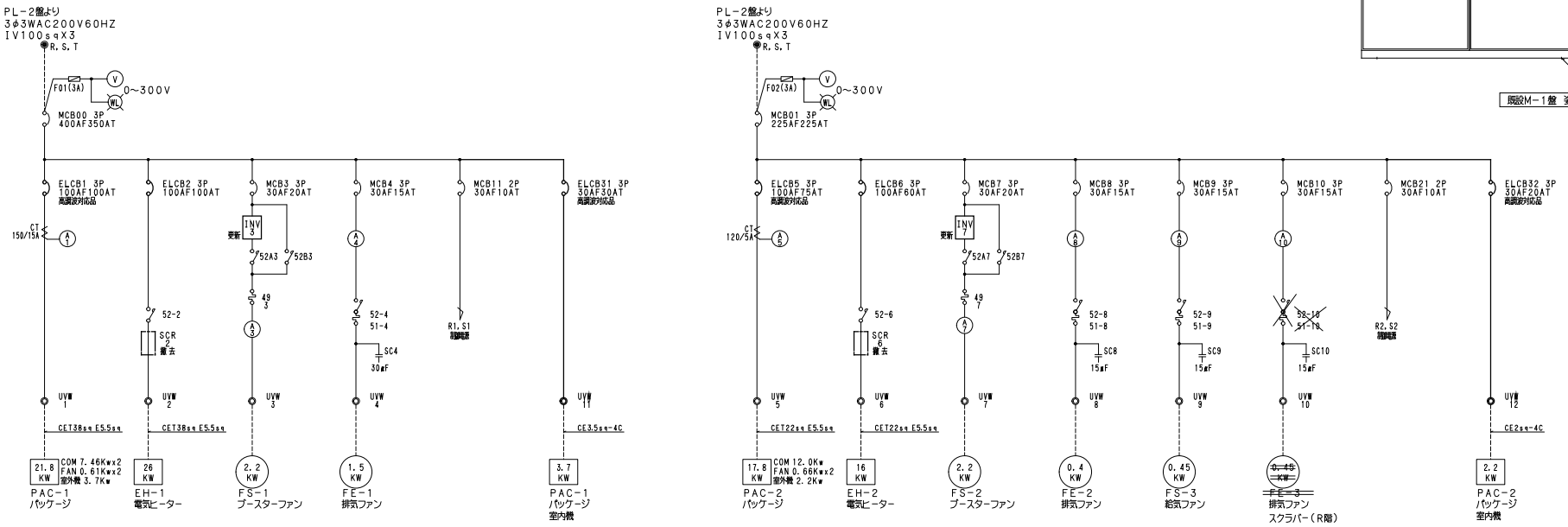

備考	
岡山大学施設企画部	
設計業務名	岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備設計業務
工事名称	岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事
図面名称	自動制御設備　主回路図、姿図　（改修前）・（改修後）
縮尺	A1：－　A3：－
作製年月	令和８年８月
図面番号	M－8

森村設計
代表取締役社長 森村　剛

改修前

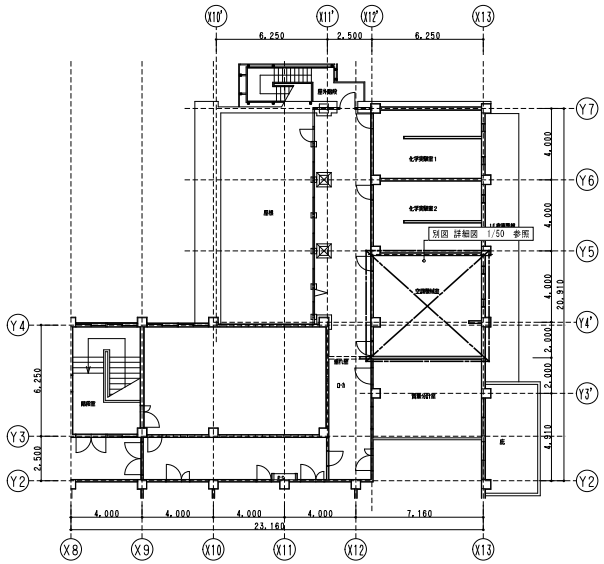

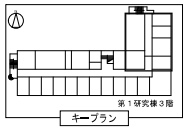

３階平面図 （改修前） S=1/150

凡例

記号	名称	備考
	既設制御盤（M-1）	
	既設空調内機電源	
	既設電気ヒーター電源	
	既設照明器具	反射笠付トラフ型(チェーン吊下げ)
	露出配管配線	

配線表

①	既設CV22sq-3C E5.5	(E51)	空調内機電源（PAC-1）
	既設CV60sq-3C E14	(E63)	電気ヒーター（EH-1）
	既設CV14sq-3C E5.5	(E39)	空調内機電源（PAC-2）
	既設CV22sq-3C E5.5	(E51)	電気ヒーター（EH-2）
②	既設CV14sq-3C E5.5	(E39)	空調内機電源（PAC-2）
③	既設CV22sq-3C E5.5	(E51)	電気ヒーター（EH-2）
④	既設CVV2sq-3C	(E25)	空調外機電源（PAC-2）
⑤	既設CV22sq-3C E5.5	(E51)	空調内機電源（PAC-1）
	既設CV60sq-3C E14	(E63)	電気ヒーター（EH-1）
⑥	既設CV22sq-3C E5.5	(E51)	空調内機電源（PAC-1）
⑦	既設CV60sq-3C E14	(E63)	電気ヒーター（EH-1）
⑧	既設CVV2sq-3CX2	(E25)	空調外機電源（PAC-1）

【注記】
１）図中 ——— 太線で示す配管・配線・機器類は撤去を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・配線・機器類は対象外を示す。

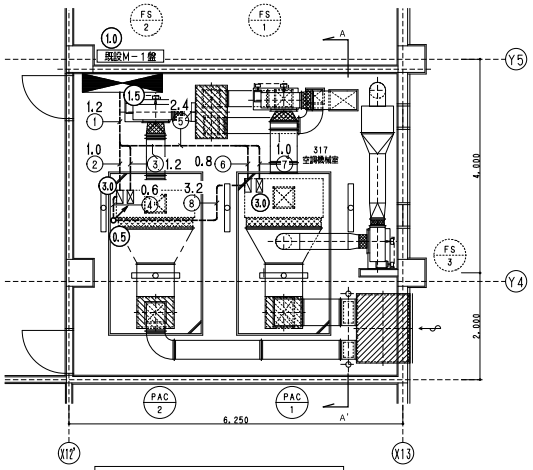

３階空調機械室 詳細図 （改修前） S=1/50

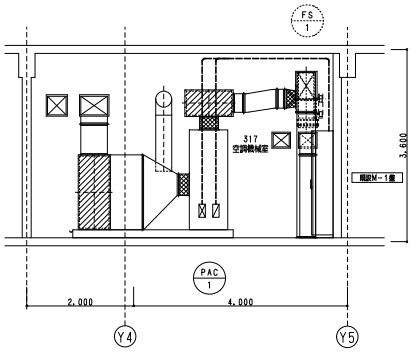

３階空調機械室 A—A' 断面図 （改修前） S=1/50

改修後

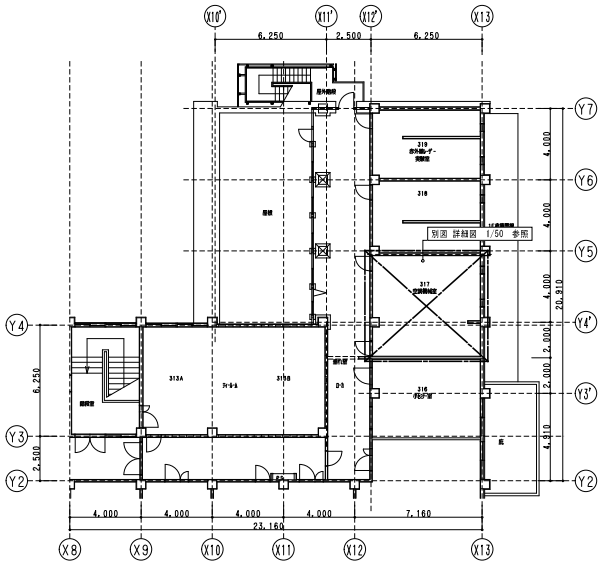

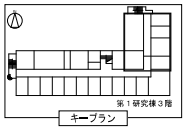

３階平面図 （改修後） S=1/150

凡例

記号	名称	備考
	既設制御盤（M-1）	
	空調内機電源	空調設備工事
	電気ヒーター電源	空調設備工事
	既設照明器具	反射笠付トラフ型(チェーン吊下げ)
	露出配管配線	

配線表

①	CE3.5sq-4C(1C:E)	(E25)	空調内機電源（PAC-1）
	CET38sq E5.5sq	(E51)	電気ヒーター（EH-1）
	CE2sq-4C(1C:E)	(E25)	空調内機電源（PAC-2）
	CET22sq E5.5sq	(E39)	電気ヒーター（EH-2）
②	CET22sq E5.5sq	(E39)	電気ヒーター（EH-2）
③	CE2sq-4C(1C:E)	(E25)	空調内機電源（PAC-2）
④	CE3.5sq-4C(1C:E)	(E25)	空調内機電源（PAC-1）
	CET38sq E5.5sq	(E51)	電気ヒーター（EH-1）
⑤	CE3.5sq-4C(1C:E)	(E25)	空調内機電源（PAC-1）
⑥	CET38sq E5.5sq	(E51)	電気ヒーター（EH-1）
⑦	CET38sq E5.5sq	(E63)	空調外機電源（PAC-1）
	CET22sq E5.5sq	(E51)	空調外機電源（PAC-2）

【注記】
１）図中 ——— 太線で示す配管・配線・機器類は撤去を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・配線・機器類は対象外を示す。
２）更新する配管は指定色塗装とする。
３）空調設備機器の更新に伴い照明器具（５台）の撤去再取り付けを行う。

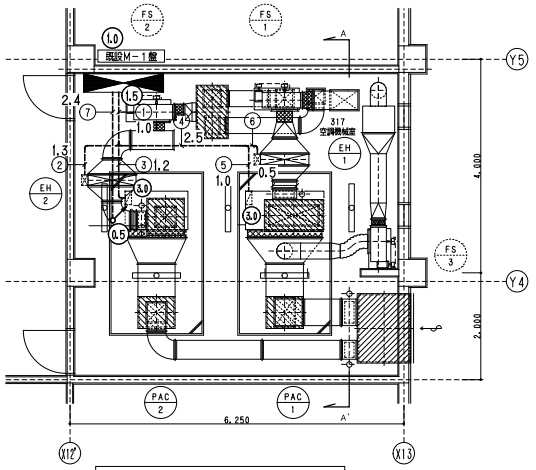

３階空調機械室 詳細図 （改修後） S=1/50

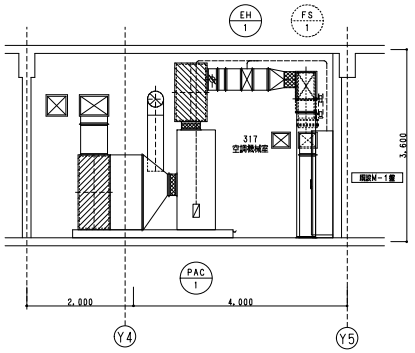

３階空調機械室 A—A' 断面図 （改修後） S=1/50

備考		岡山大学施設企画部	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村 剛	設計業務名 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム 空調設備設計業務	工事名称 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事	縮尺 A1 : 1/100, 1/50 A3 : 1/200, 1/100	図面番号 M － 9
					図面名称 動力分岐設備 ３階平面図、空調機械室詳細図（改修前）・（改修後）	作製年月 令和８年８月	

改修前

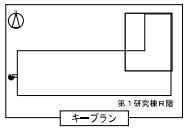

凡例

記号	名称	備考
☒	既設プルボックス	500X500X300 WP-SUS
▭	既設冷媒配管架台	
----	露出配管配線	塗装

配線表

①	既設CVV2sq-3CX3	(E51)	空調外機電源(PAC-1,2)
	既設CVV2sq-4CX3		排気ファン(FE1,2,3)
	※：既設CVV2sq-4CX3,E51は現状維持		
②	既設CVV2sq-3C (G22)		空調外機電源(PAC-1)
	既設CVV2sq-3C (G22)		空調外機電源(PAC-1)
	既設CVV2sq-3C (G22)		空調外機電源(PAC-2)
③	既設CVV2sq-3C (G22)		空調外機電源(PAC-2)
④	既設CVV2sq-3C (G22)		空調外機電源(PAC-1)

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配管・配線・機器類は撤去を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・配線・機器類は対象外を示す。

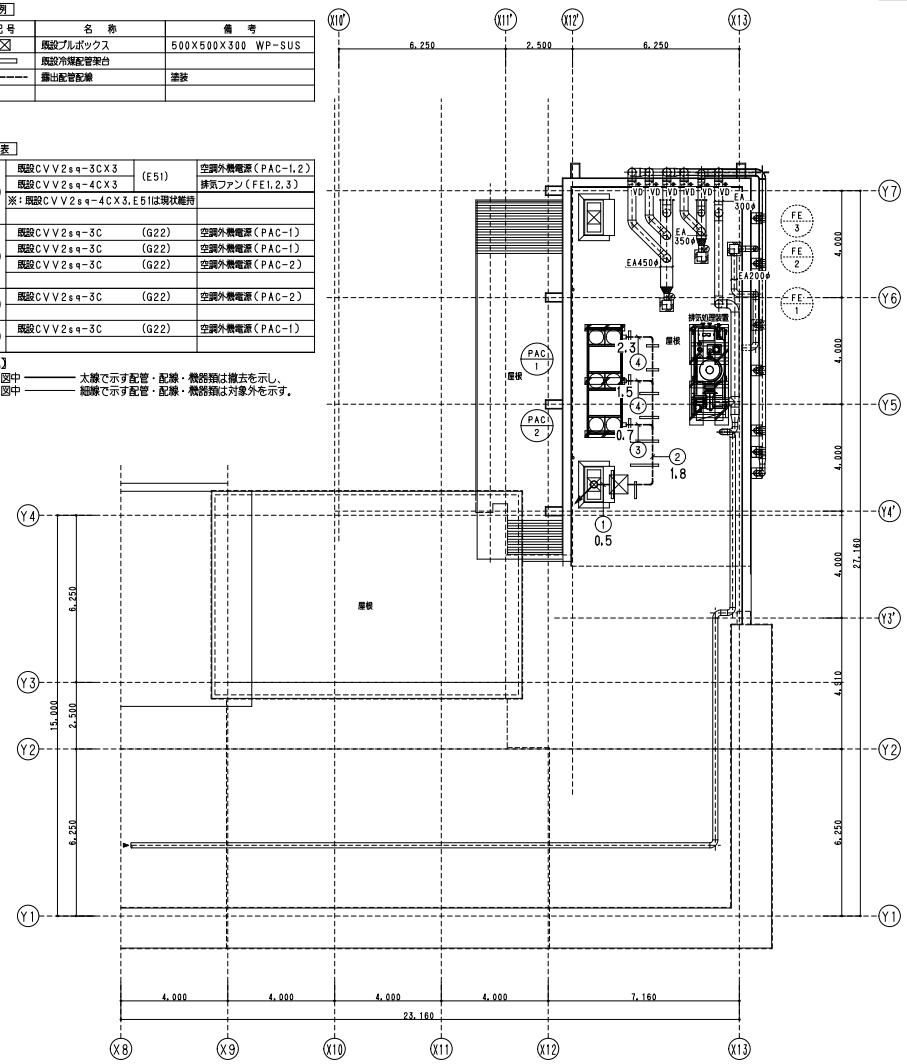

R階平面図 (改修前) S=1/100

改修後

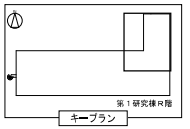

凡例

記号	名称	備考
☒	既設プルボックス	500X500X300 WP-SUS
▭	既設冷媒配管架台	
----	露出配管配線	塗装

配線表

①	CET38sq E5.5	(G42)	空調外機電源(PAC-1)
	CET22sq E5.5	(G36)	空調外機電源(PAC-2)
②	CET38sq E5.5	(G42)	空調外機電源(PAC-1)
	CET22sq E5.5	(G36)	空調外機電源(PAC-2)
③	CET22sq E5.5	(G36)	空調外機電源(PAC-2)
④	CET38sq E5.5	(G42)	空調外機電源(PAC-1)
⑤	CE8sq-3C E5.5	(G28)	空調外機電源(PAC-1)

【注記】
1）図中 ——— 太線で示す配管・配線・機器類は撤去を示し、
図中 ——— 細線で示す配管・配線・機器類は対象外を示す。
2）厚鋼電線管は内外面溶融亜鉛めっきとする。
3）配管支持材は既設冷媒配管架台を使用する。

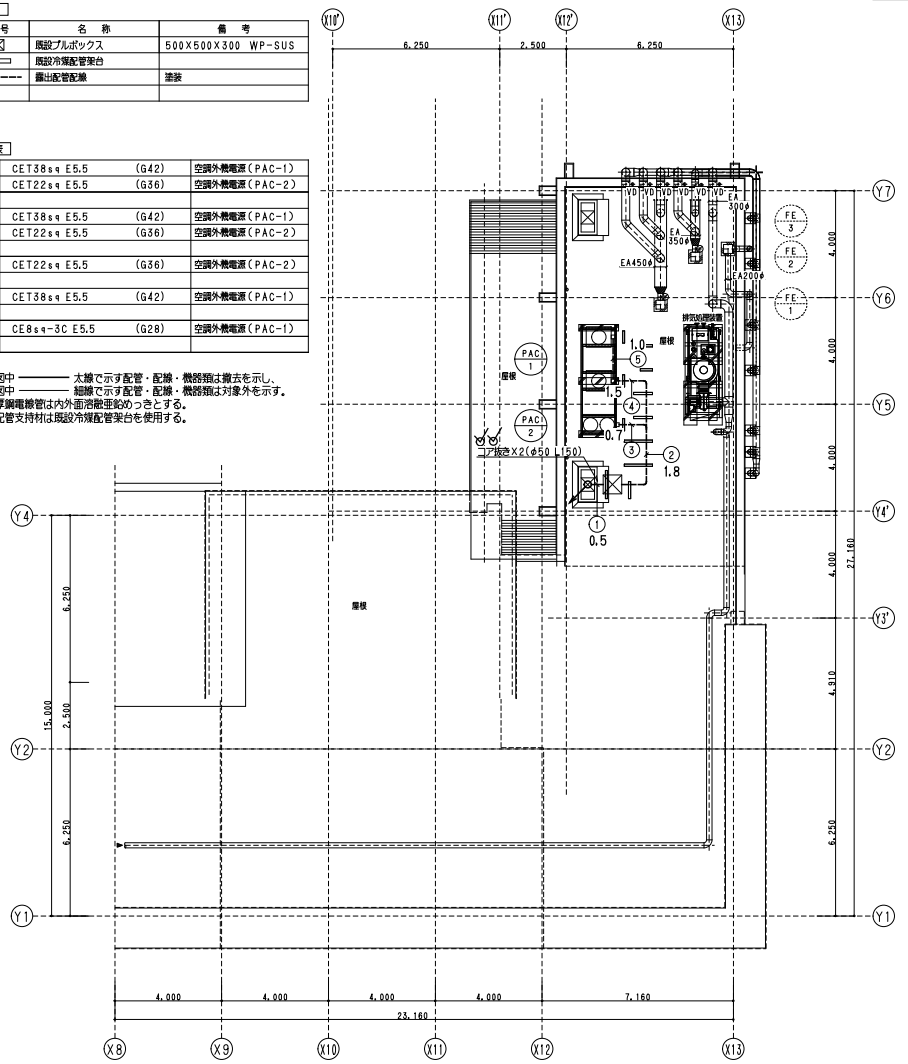

R階平面図 (改修後) S=1/100

備考		岡山大学施設企画部	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村 剛	設計業務名 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備設計業務	工事名称 岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事	縮尺 A1 : 1/100 A3 : 1/200	図面番号 M－10
					図面名称 動力分岐設備 R階平面図 (改修前)・(改修後)	作製年月 令和８年８月	

工　事　請　負　契　約　書（案）

工　事　名　岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事
請負代金額　金　　円也
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　円）
上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者　国立大学法人岡山大学　と、受注者　　との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第　１　条　受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
第　２　条　工事は、鳥取県東伯郡三朝町山田８２７（岡山大学三朝団地構内）において施工する。
第　３　条　着工時期は、令和　８年１１月２４日とする。
第　４　条　完成期限は、令和　９年　３月３１日とする。
第　５　条　契約保証金は、金　　円以上を納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
第　６　条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。
第　７　条　請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき２回以内に支払うものとする。
第　８　条　請負代金については、金　　円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。
第　９　条　請負代金（前払金を含む。）の請求書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする
第１０条　完成通知書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。
第１１条　別記の工事請負契約基準第３７を次のとおり読み替えるものとする。
第３７　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成２８年４月１日から令和９年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
第１２条　別記の工事請負契約基準第３５第８項、第５３第３項及び第５５第２項中の遅延利息率は、「年３．０％」である。
第１３条　この契約についての一般的約定事項は、発注者が定めた別記の工事請負契約基準によるものとする。
第１４条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
第１５条　この契約に関する訴えについては、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者･受注者は、次に記名し印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和　８年　　月　　日

発　注　者

岡山市北区津島中一丁目１番１号
国立大学法人岡山大学
学　長　　那　須　保　友

受　注　者

競争加入者心得について

平成１６年４月１日
施設企画部長裁定
改正 平成２２年８月６日
改正 平成２３年１０月１日
改正 平成３０年４月１日
改正 平成３１年４月１日
改正 令和４年４月１日
改正 令和５年４月１日

（趣旨）

第１　国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては，国立大学法人岡山大学会計規則（以下「規則」という。），国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。），国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令，国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令，その他の法令及び国立大学法人岡山大学工事請負等契約要項の定めによるほか，この心得の定めるところによるものとする。

（競争加入者の資格）

第２　一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は，第２項及び第３項該当しない者であって，学長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，第２項中，特別の理由がある場合に該当する。

２　学長は，売買，貸借，請負その他の契約につき一般競争に付するときは，特別の理由がある場合を除くほか，当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

３　学長は，次の各号の一に該当すると認められる者を，その事実があった後２年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についても，また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　落札したが契約を締結しなかった者

五　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

六　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

七　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を，契約の履行に当たり，代理人，支配人その他の使用人として使用した者

（入札保証金）

第３　競争加入者は，入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては，入札書の提出期限までに，その者の見積る入札金額の１００分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し，又は提供しなければならない。ただし，入札保証金の

全部又は一部の納付を免除された場合は，この限りではない。

（入札保証金に代わる担保）

第４　第３に規定する入札保証金に代わる担保とは，落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証であるものとする。

（入札保証金等の納付）

第５　競争加入者は，入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また，振り込みを行った証として，国立大学法人岡山大学における入札保証金等取扱要項（以下「要項」という。）別紙第１号様式の入札保証金納入書（以下「入札保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて，学長に提出しなければならない。

第６　削除

第７　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が第４に規定する銀行等の保証であるときは，当該保証を証する書面を要項別紙第３号様式の入札保証金に代わる保証証書･証券提出書に添付して，学長に提出しなければならない。

第８　削除

第９　競争加入者は，第３ただし書の場合において，入札保証金の納付を免除された理由が，保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときには，当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第１０　競争加入者は，第３ただし書の場合において，　入札保証金の納付を免除された理由が，　銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受けたことによるものであるときには，当該契約保証予約証書を学長に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第１１　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は，競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは，契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し，契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後（契約書を作成しないときは，契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の法人帰属）

第１２　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は，契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは，本学に帰属するものとする。

（入札）

第１３　競争加入者は，契約書案，図面，仕様書，現場説明書等を熟覧し，また暴力団排除に関する制約事項（別添）に同意の上，入札しなければならない。この場合において，契約書案，図面，仕様書，現場説明書等について疑義があるときは，関係職員の説明を求めることができる。

第１４　競争加入者は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。
２　競争加入者は，入札に当たっては，競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず，独自に価格を定めなければならない。
３　競争加入者は，落札者の決定前に，他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
４　第２項及び前項の入札金額には，入札保証金の金額等（銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

（入札辞退）
第１５　競争加入者のうち，入札を辞退しようとする者は，次の各号に掲げるところにより，入札を辞退することができる。
一　入札執行前にあっては，別紙第２号様式の入札辞退届を学長に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお，電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は，　入札辞退届を入力画面上において作成のうえ，提出することができる。
二　入札執行中にあっては，入札辞退届又はその旨を明記した入札書を，学長に直接提出するものとする。
２　入札を辞退した者は，これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）
第１６　競争加入者又はその代理人は，当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第１７　競争加入者は，第２第２項及び第３項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。
　なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，同第２項中，特別の理由がある場合に該当する。

（入札場の自由入退場の禁止）
第１８　入札場には，競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第３２の立会い職員以外の者は入場することができない。

第１９　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻以後においては，入札場に入場することができない。

第２０　競争加入者又はその代理人は，入札場に入場しようとするときは，入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし，写真機，複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第２１　競争加入者又はその代理人は，学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札場を退場することができない。

第２２　入札場において，公正な執行を妨げようとした者は，入札場から退去させるものとする。

第２３　入札場において，公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために連合した者は，入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）
第２４　競争加入者は，別紙第３号様式による入札書を作成し，当該入札書を封筒に入れ密封し，かつ，その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）及び工事名称を表記し，入札公告に示した日時までに，その入札執行場所に提出しなければならない。
　なお，電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は，入札書を入力画面上において作成し，入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。
２　提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には，入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第２５　入札書は，書留郵便をもって提出することができる。この場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を記載し，中封筒に入札件名及び入札日時を記載し，　学長あての親展で提出しなければならない。

第２６　前項の入札書は，入札公告に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第２７　代理人が入札する場合は，入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。
２　代理人が電子入札システムにより入札する場合は，代理人による電子署名がされ，　有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）
第２８　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）
第２９　競争加入者は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

（競争入札の取りやめ等）
第３０　学長は，競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正 に執行できない状況にあると認めたときは，当該競争加入者を入札に参加させず，又は当該入札を延期し，若しくはこれを取りやめることができる。

（無効の入札）
第３１　次の各号の一に該当する入札書は，これを無効のものとして処理する。

一　一般競争の場合において，入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
二　指名競争の場合において，指名をしていない者の提出した入札書
三　請負に付される工事の表示，入札金額の記載又は記録のない入札書
四　競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
五　代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載 及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には，正当な代理であることが代理人委任状その他で確認 されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
六　請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
七　入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
八　入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
九　所定の入札保証金，入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
十　入札公告，公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
十一　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
十二　その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）
第３２　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札者の決定）
第３３　有効な入札書を提出した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし，総合評価落札方式の場合については，この限りではない。

第３４　予定価格が２，０００万円以上のものについては，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。 この場合において，当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は，学長の行う調査に協力しなければならない。

第３５　予定価格が２，０００万円以上のものについて， 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第３６　第３４及び第３５の規定により契約の相手方を決定したときは，他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）
第３７　開札をした場合において， 競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。ただし，郵送による入札を行った者がある場合において，直ちに再度の入札を行うことができないときは，学長が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格・同評価値の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第３８　落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式の場合は，評価値が最も高い者）が２人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

（契約書の作成）
第３９　契約書を作成する場合においては，落札者は，学長から交付された契約書案に記名押印し，落札決定の日から７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，学長が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第４０　落札者が第３９に定める期間内に契約書を提出しないときは，落札の決定を取り消すものとする。

（契約保証金）
第４１　契約の相手方は，入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては，指定の期日までに契約金額の１００分の１０以上（ 政府調達協定対象工事又は「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成２１年３月３１日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は，１００分の３０以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し，又は提供しなければならない。ただし，契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は，この限りではない。

（契約保証金等の納付）
第４２　契約の相手方は，契約保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また，振り込みを行った証として，要項別紙第２号様式の契約保証金納入書（以下「契約保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて，納付しなければならない。

第４３　第４１条に規定する契約保証金に代わる担保とは，債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証であるものとする。

第４４　削除

第４５　契約の相手方は，契約保証金として提供する担保が金融機関等の保証であるときは，当該保証を証する書面を要項別紙第４号様式の契約保証金に代わる保証証書･証券提出書（以下「契約保証金に代わる保証証書･証券提出書」という。）に添付して，学長に提出しなければならない。

第４６　契約の相手方は，契約保証金として提供する担保が第４５に規定するもの以外のものであるときは，当該担保を契約保証金に代わる保証証書･証券提出書に 添付して，学長に提出しなければならない。

第４７　契約の相手方は，第４１ただし書の場合において，契約保証金の納付を免除された理由が，保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第４８　契約の相手方は，第４１ただし書の場合において，契約保証金の納付を免除された理由が，公共工事履行保証証券による保証を付することによるものであるときは，当該保証を証する証券を学長に提出しなければならない。

第４９　削除

（契約保証金の法人帰属）
第５０　落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は，これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは，本学に帰属するものとする。

（契約保証金の還付）
第５１　契約保証金又は契約保証金の担保は，契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは，これを還付する。

（異議の申立）
第５２　入札をした者は，入札後，この心得，図面，仕様書，現場説明書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。

別紙第２号様式

入 札 辞 退 届

〔 請負に付される工事名 〕

このたび，都合により入札を辞退いたします。

年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

〔 住 所 〕
〔 氏名，押印 〕

別紙第３号様式

入 札 書

〔 請負に付される工事名 〕

入札金額　　金　　円也

工事請負契約基準を熟知し，図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして， 入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

〔 住 所 〕
〔 氏名，押印 〕

備考
(1) 競争加入者が法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
(2) 代理人が入札するときは，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名)， 代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し，かつ押印すること。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約いたします。

記

1　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
2　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
5　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別記第１号

工事請負契約基準

この基準は，工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第１　発注者及び受注者は，契約書及びこの契約基準に基づき，設計図書（別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は，契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し，工事目的物を発注者に引き渡すものとし，発注者は，その請負代金を支払うものとする。

３　仮設，施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については，契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き，受注者がその責任において定める。

４　受注者は，この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　契約書及びこの契約基準に定める催告，請求，通知，報告，申出，承諾及び解除は，書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は，日本語とする。

７　契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は，設計図書に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては，民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

１１　この契約に係る訴訟については，日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

１２　受注者が共同企業体を結成している場合においては，発注者は，この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし，発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は，当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし，また，受注者は，発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２　発注者は，受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において，必要があるときは，その施工につき，調整を行うものとする。この場合においては，受注者は，発注者の調整に従い，当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工事費内訳明細書及び工程表）

第３　受注者は，この契約締結後１５日以内に設計図書に基づいて，工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し，発注者に提出しなければならない。ただし，発注者が，受注者に当該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は，この限りでない。

２　内訳書には，健康保険，厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

３　内訳書及び工程表は，発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４　受注者は，この契約の締結と同時に，次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし，第５号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納入

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行，発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第７項において「保証の額」という。）は，請負代金額の１０分の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は，当該保証は第５４第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　受注者は，第１項の規定にかかわらず，発注者が特に必要があると認めるときは，この契約の締結と同時に，この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

５　前項の規定により受注者が付す保証は，第５４第３項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

６　前４項の場合において，保証金額は，請負代金額の１０分の３以上としなければならない。

７　請負代金額の変更があった場合には，第１項の場合においては，保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで，第４項の場合においては，保証の額が変更後の請負代金額の１０分の３に達するまで，発注者は，保証の額の増額を請求することができ，受注者は，保証の額の減額を請求することができる。

８　受注者が，第１項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第４号若しくは第５号又は第４項に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納入を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第５　受注者は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

２　受注者は，工事目的物並びに工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第１３第２項の規定による検査に合格したもの及び第３８第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し，貸与し，又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは，発注者は，特段の理由がある場合を除き，受注者の請負代金債権の譲渡について，第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は，前項の規定により，第１項ただし書の承諾を受けた場合は，請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず，またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６　受注者は，工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第７　発注者は，受注者に対して，下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）
第７の２　受注者は，次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に定める建設業者をいい，当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
一　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
二　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
三　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出
２　前項の規定にかかわらず，受注者は，次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて，当該各号に定める場合は，社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合。
イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし，当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者　　が発注者に提出した場合
二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合。
イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が，受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め，当該期間を延長したときは，その延長後の期間）以内に，受注者が当該確　　認書類を発注者に提出した場合
３　受注者は，次の各号に掲げる場合は，発注者の請求に基づき，違約罰として，当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において，同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１０分の１に相当する額
二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において，同号イに定める特別の事情があると認められず，かつ，受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１００分の５に相当する額
（特許権等の使用）
第８　受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料，施工方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，発注者がその工事材料，施工方法等を指定した場合において，設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
（監督職員）
第９　発注者は，監督職員を置いたときは，その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
２　監督職員は，この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか，設計図書に定めるところにより，次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示，承諾又は協議
二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
三　設計図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
３　発注者は，２名以上の監督職員を置き，前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を，監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を，受注者に通知しなければならない。
４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は，原則として，書面により行わなければならない。
５　契約書及びこの契約基準に定める催告，請求，通知，報告，申出，承諾及び解除については，設計図書に定めるものを除き，監督職員を経由して行うものとする。この場合においては，監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
６　発注者が監督職員を置かないときは，契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は，発注者に帰属する。
（現場代理人及び主任技術者等）
第１０　受注者は，次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し，設計図書に定めるところにより，その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
一　現場代理人
二　専任の主任技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は専任の監理技術者（建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
三　監理技術者補佐（建設業法第２６条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
四　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）
２　現場代理人は，この契約の履行に関し，工事現場に常駐し，その運営，取締りを行うほか，請負代金額の変更，工期の変更，請負代金の請求及び受領，第１２第１項の請求の受理，第１２第３項の決定及び通知，第１２第４項の請求，第１２第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き，この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
３　発注者は，前項の規定にかかわらず，現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がなく，かつ，発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には，現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
４　受注者は，第２項の規定にかかわらず，自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは，あらかじめ，当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
５　現場代理人，監理技術者等（監理技術者，監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は，これを兼ねることができる。
（履行報告）
第１１　受注者は，設計図書に定めるところにより，この契約の履行について発注者に，報告しなければならない。
（工事関係者に関する措置請求）
第１２　発注者は，現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては，それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
２　発注者又は監督職員は，監理技術者等，専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任す

る者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
3　受注者は，前２項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
4　受注者は，監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは，発注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
5　発注者は，前項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。
（工事材料の品質及び検査等）
第１３　工事材料の品質については，設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては，中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。
2　受注者は，設計図書において監督職員の検査（確認を含む，以下第１３において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については，当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において，当該検査に直接要する費用は，受注者の負担とする。
3　監督職員は，受注者から前項の検査を請求されたときは，請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
4　受注者は，工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
5　受注者は，前項の規定にかかわらず，第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については，当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）
第１４　受注者は，設計図書において監督職員の立会いの上調合し，又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については，当該立会いを受けて調合し，又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
2　受注者は，設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については，当該立会いを受けて施工しなければならない。
3　受注者は，前２項に規定するほか，発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは，設計図書に定めるところにより，当該見本又は工事写真等の記録を整備し，監督職員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
4　監督職員は，受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは，当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
5　前項の場合において，監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため，その後の工程に支障をきたすときは，受注者は，監督職員に通知した上，当該立会い又は見本検査を受けることなく，工事材料を調合して使用し，又は工事を施工することができる。この場合において，受注者は，当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し，監督職員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
6　第１項，第３項及び前項の場合において，見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は，受注者の負担とする。
（支給材料及び貸与品）
第１５　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所及び引渡時期は，設計図書に定めるところによる。
2　監督職員は，支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては，受注者の立会いの上，発注者

の負担において，当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において，当該検査の結果，その品名，数量，品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり，又は使用に適当でないと認めたときは，受注者は，その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
3　受注者は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは，引渡しの日から７日以内に，発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4　受注者は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後，当該支給材料又は貸与品に種類，品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは，その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
5　発注者は，受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において，必要があると認められるときは，当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し，支給材料若しくは貸与品の品名，数量，品質，規格若しくは性能を変更し，又は理由を明示した書面により，当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
6　発注者は，前項に規定するほか，必要があると認めるときは，支給材料又は貸与品の品名，数量，品質，規格若しくは性能，引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7　発注者は，前２項の場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
8　受注者は，支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
9　受注者は，設計図書に定めるところにより，工事の完成，設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
１０　受注者は，故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し，又はその返還が不可能となったときは，発注者の指定した期間内に代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
１１　受注者は，支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは，監督職員の指示に従わなければならない。
（工事用地の確保）
第１６　発注者は，工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは，その定められた日）までに確保しなければならない。
2　受注者は，確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3　工事の完成，設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において，当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第１６において同じ。）があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，当該工事用地等を修復し，取り片付けて，発注者に明け渡さなければならない。
4　前項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件を処分し，工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，また，発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定める。
（設計図書不適合の場合の改造義務，破壊検査等）
第１７　受注者は，工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において，監督職員がその改造を請求したときは，当該請求に従わなければならない。この場合において，当該不適

合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
２　監督職員は，受注者が第１３第２項又は第１４第１項から第３項までの規定に違反した場合において，必要があると認められるときは，工事の施工部分を破壊して検査することができる。
３　前項に規定するほか，監督職員は，工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において，必要があると認められるときは，当該相当の理由を受注者に通知して，工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
４　前２項の場合において，検査及び復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。
（条件変更等）
第１８　受注者は，工事の施工に当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督職員に通知し，その確認を請求しなければならない。
一　設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること
三　設計図書の表示が明確でないこと
四　工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
２　監督職員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。
３　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査の終了後１４日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。
４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う
二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う
三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う
５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（設計図書の変更）
第１９　発注者は，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を受注者に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（工事の中止）
第２０　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって，受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められるときは，発注者は，工事の中止内容を直ちに受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は，前項の規定によるほか，必要があると認めるときは，工事の中止内容を受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
３　発注者は，前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（著しく短い工期の禁止）
第２１　発注者は，工期の延長又は短縮を行うときは，この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう，やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
（受注者の請求による工期の延長）
第２２　受注者は，天候の不良，第２の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，その理由を明示した書面により，発注者に工期の延長変更を請求することができる。
２　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，工期を延長しなければならない。発注者は，その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては，請負代金額について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（発注者の請求による工期の短縮等）
第２３　発注者は，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
２　発注者は，前項の場合において，必要があると認められるときは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（工期の変更方法）
第２４　工期の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が工期の変更事由が生じた日（第２２の場合にあっては，発注者が工期変更の請求を受けた日，第２３の場合にあっては，受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。
（請負代金額の変更方法等）
第２５　請負代金額の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。
３　契約書及びこの契約基準の規定により，受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については，発注者と受注者とが協議して定める。
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
第２６　発注者又は受注者は，工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは，相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
２　発注者又は受注者は，前項の規定による請求があったときは，変動前残工事代金額（請

負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１，０００分の１５を超える額につき，請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は，請求のあった日を基準とし，物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は，第２６の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては，同項中「請負契約締結の日」とあるのは，「直前の第２６に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ，請負代金額が不適当となったときは，発注者又は受注者は，前各項の規定によるほか，請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不適当となったときは，発注者又は受注者は，前各項の規定にかかわらず，請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において，請負代金額の変更額については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が第１項，第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２７　受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，受注者は，あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。

２　前項の場合においては，受注者は，そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

３　監督職員は，災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは，受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において，当該措置に要した費用のうち，受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については，発注者がその費用を負担する。

（一般的損害）

第２８　工事目的物の引渡し前に，工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（第２９第１項若しくは第２項又は第３０第１項に規定する損害を除く。）については，受注者がその費用を負担する。ただし，その損害（第５８第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２９　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは，受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし，その損害（第５８第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第２９において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず，工事の施工に伴い通常避けることができない騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは，発注者がその損害を負担しなければならない。ただし，その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管

理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては，発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第３０　工事目的物の引渡し前に，天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては，当該基準を超えるものに限る。）であって，発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により，工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは，受注者は，その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，直ちに調査を行い，同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第５８第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第３０において同じ。）の状況を確認し，その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は，前項の規定により損害の状況が確認されたときは，損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は，前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは，当該損害の額（工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第１３第２項，第１４第１項若しくは第２項又は第３８第３項の規定による検査，立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は，次の各号に掲げる損害につき，それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて，当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし，修繕によりその機能を回復することができ，かつ，修繕費の額が上記の額より少額であるものについては，その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については，第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と，「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と，「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３１　発注者は，第８，第１５，第１７から第２０まで，第２２，第２３，第２６から第２８まで，第３０又は第３４の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において，特別の理由があるときは，請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において，設計図書の変更内容は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき

事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３２　受注者は，工事が完成したときは，その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上，設計図書に定めるところにより，工事の完成を確認するための検査を完了し，当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，工事目的物を最小限度破棄して検査することができる。

３　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。

４　発注者は，第２項の検査によって工事の完成を確認した後，受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは，直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は，受注者が前項の申出を行わないときは，当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては，受注者は，当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は，工事が第２項の検査に合格しないときは，直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては，修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第３３　受注者は，第３２第２項（第３２第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは，工事請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から６０日内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により第３２第２項の期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において，その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは，約定期間は，遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３４　発注者は，第３２第４項又は第５項の規定による引渡し前においても，工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては，発注者は，その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は，第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第３５　国立大学法人岡山大学建設工事等に係る前払金等支払い要項により，受注者は，保証事業会社と，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は，第１項の規定により前払金の支払を受けた後，保証事業会社と中間前払金に関し，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，請負代金額の１０分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては，前項の規定を準用する。

４　受注者は，前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは，あらかじめ，発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において，発注者又は発注者の指定する者は，受注者の請求があったときは，直ちに認定を行い，当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

５　受注者は，請負代金額が著しく増額された場合においては，その増額後の請負代金額の１０分の４（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは，中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは，中間前払金を含む。以下第３７まで，第４１及び第５３において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては，第２項の規定を準用する。

６　受注者は，請負代金額が著しく減額された場合において，受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）を超えるときは，受注者は，請負代金額が減額された日から３０日以内に，その超過額を返還しなければならない。ただし，本項の期間内に第３８又は第３９の規定による支払をしようとするときは，発注者は，その支払額の中からその超過額を控除することができる。

７　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において，増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは，受注者は，その超過額を返還しないものとし，増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは，受注者は，受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

８　発注者は，受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは，その未返還額につき，同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について，その日数に応じ，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づく，政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第３６　受注者は，第３５第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には，あらかじめ，保証契約を変更し，変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は，前項に定める場合のほか，請負代金額が減額された場合において，保証契約を変更したときは，変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は，前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には，発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３７　受注者は，前払金をこの工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第３８　受注者は，工事の完成前に，出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第１３第２項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの，監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について，次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

２　受注者は，部分払を請求しようとするときは，あらかじめ，当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は，前項の場合において，当該請求を受けた日から１４日以内に，受注者の立会いの上，設計図書に定めるところにより，同項の確認をするための検査を行い，当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
４　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。
５　受注者は，第３項の規定による確認があったときは，部分払を請求することができる。この場合においては，発注者は，当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。
６　部分払金の額は，次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
　部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）
７　第５項の規定により部分払金の支払があった後，再度部分払の請求をする場合においては，第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
（部分引渡し）
第３９　工事目的物について，発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において，当該指定部分の工事が完了したときについては，第３２中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と，「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と，「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と，第３２第５項及び第３３中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて，これらの規定を準用する。
２　前項の規定により準用される第３３第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は，次の式により算定する。この場合において，指定部分に相応する請負代金の額は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，発注者が前項の規定により準用される第３３第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
　部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）
（国庫債務負担行為に係る契約の特則）
第４０　国庫債務負担行為に係る契約においては，発注者は，予算上の都合その他の必要があるときは，各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。
（国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則）
第４１　国庫債務負担行為に係る契約の前金払については，第３５中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と，第３５及び第３６中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第３８第１項の請負代金相当額（以下第４１及び第４２において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において，当該会計年度の当初に部分払をしたときは，当該超過額を控除した額）」と読み替えて，これらの規定を準用する。ただし，この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
２　前項の場合において，契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには，同項の規定より準用される第３５第１項の規定にかかわらず，受注者は，契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

３　第１項の場合において，契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには，同項の規定により準用される第３５第１項の規定にかかわらず，受注者は，契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
４　第１項の場合において，前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには，同項の規定により準用される第３５第１項の規定にかかわらず，受注者は，請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
５　第１項の場合において，前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには，その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては，第３６第３項の規定を準用する。
（国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則）
第４２　国庫債務負担行為に係る契約において，前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては，受注者は，当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし，契約会計年度以外の会計年度においては，受注者は，予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
２　この契約において，前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については，第３８第６項及び第７項の規定にかかわらず，次の式により算定する。
一　中間前払金を選択しない場合
　部分払金の額≦請負代金相当額×９／１０－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額
二　中間前払金を選択した場合
　部分払金の額≦請負代金相当額×９／１０－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額
３　第１項本文の規定にかかわらず，中間前払金を選択した場合には，出来高超過額について部分払を請求することはできない。
（契約不適合責任）
第４３　発注者は，引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは，受注者に対し，目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし，その履行の追完に過分の費用を要するときは，発注者は，履行の追完を請求することができない。
２　前項の場合において，受注者は，発注者に不相当な負担を課するものでないときは，発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において，発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，発注者は，その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，催告をすることなく，直ちに代金の減額を請求することができる。
一　履行の追完が不能であるとき。
二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
（発注者の任意解除権）

第４４　発注者は，工事が完成するまでの間は，第４５又は第４６の規定によるほか，必要があるときは，この契約を解除することができる。
２　発注者は，前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。
（発注者の催告による解除権）
第４５　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。
一　第５第４項に規定する書類を提出せず，又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
二　正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
三　工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
四　第１０第１項第２号又は第３号に掲げる者を設置しなかったとき。
五　正当な理由なく，第４３第１項の履行の追完がなされないとき。
六　前各号に掲げる場合のほか，この契約に違反したとき。
（発注者の催告によらない解除権）
第４６　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。
一　第５第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
二　第５第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
三　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
四　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において，その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ，契約の目的を達成することができないものであるとき。
五　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
六　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
七　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
八　前各号に掲げる場合のほか，受注者がその債務の履行をせず，発注者が第４５の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
九　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下第４６において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下第４６において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
十　第５０又は第５１の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
十一　受注者（受注者が共同企業体であるときは，その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を，受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が，イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に，発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め，受注者がこれに従わなかったとき。
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第４７　第４５各号又は第４６各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，発注者は，第４５及び第４６の規定による契約の解除をすることができない。
（契約保証金）
第４８　受注者は，契約保証金を納入した契約において，請負代金額の増額の変更をした場合は，増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として，発注者の指示に従い，直ちに納入しなければならない。
２　受注者が契約事項を履行しなかった場合において，契約保証金を納入しているときは，当該契約保証金は，発注者に帰属するものとする。
（公共工事履行保証証券による保証の請求）
第４９　第４第１項又は第４項の規定による保証が付された場合において，受注者が第４５各号又は第４６各号のいずれかに該当するときは，発注者は，当該公共工事履行保証証券の規定に基づき，保証人に対して，他の建設業者を選定し，工事を完成させるよう，請求することができる。
２　受注者は，前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して，この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には，代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
一　請負代金債権（前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として，受注者に既に支払われたものを除く。）
二　工事完成債務
三　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
四　解除権
五　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２９の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
３　発注者は，前項の通知を代替履行業者から受けた場合には，代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において，当該公共工事履行保証証券の規定に基づき，保証人から保証金が支払われたときは，この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は，当該保証金の額を限度として，消滅する。
（受注者の催告による解除権）
第５０　受注者は，発注者がこの契約に違反したときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは，この限りでない。
（受注者の催告によらない解除権）
第５１　受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。
一　第１９の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。
二　第２０の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは，６月）を超えたとき。ただし，中止が工事の一部のみの場合は，その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても，なおその中止が解除されないとき。
（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第５２　第５０又は第５１各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，受注者は，第５０及び第５１の規定による契約の解除をすることができない。
（解除に伴う措置）
第５３　発注者は，この契約が工事の完成前に解除された場合においては，出来形部分を検査の上，当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし，当該引渡しを受けたときは，当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
２　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。
３　第１項の場合において，第３５（第４１において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは，当該前払金の額（第３８及び第４２の規定による部分払をしているときは，その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において，受領済みの前払金額になお余剰があるときは，受注者は，解除が第４５，第４６又は第５４第３項の規定によるときにあっては，その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を，解除が第４４，第５０又は第５１の規定によるときにあっては，その余剰額を発注者に返還しなければならない。
４　受注者は，この契約が工事の完成前に解除された場合において，支給材料があるときは，第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き，発注者に返還しなければならない。この場合において，当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき，又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
５　受注者は，この契約が工事の完成前に解除された場合において，貸与品があるときは，当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において，当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
６　受注者は，この契約が工事の完成前に解除された場合において，工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，工事用地等を修復し，取り片付けて，発注者に明け渡さなければならない。
７　前項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件を処分し，工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，また，発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，この契約の解除が第４５，第４６又は第５４第３項の規定によるときは発注者が定め，第４４，第５０又は第５１の規定によるときは，受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし，第４項後段，第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
９　工事の完成後にこの契約が解除された場合は，解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
（発注者の損害賠償請求等）
第５４　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
一　工期内に工事を完成することができないとき。
二　この工事目的物に契約不適合があるとき。
三　第４５又は第４６の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
四　前３号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは，前項の損害賠償に代えて，受注者は，請負代金額の１０の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　第４５又は第４６の規定により，工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
二　工事目的物の完成前に，受注者がその債務の履行を拒否し，又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は，前項第２号に該当する場合とみなす。
一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において，破産法（平成１６年法律７５号）の規定により選任された破産管財人
二　受注者について更正手続開始の決定があった場合において，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において，民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項第１号に該当し，発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は，請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき，遅延日数に応じ，年３パーセントの割合で計算した額とする。
６　第２項の場合（第４６第９号又は第１１号の規定により，この契約が解除された場合を除く）において，第４の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，発注者は，当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（受注者の損害賠償請求等）
第５５　受注者は，発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし，当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。
一　第５０又は第５１の規定によりこの契約が解除されたとき。
二　前号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　第３３第２項（第３９において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，遅延利息率を乗

じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第５６　受注者（共同企業体にあっては，その構成員）が，次に掲げる場合のいずれかに該当したときは，受注者は，発注者の請求に基づき，請負代金額（この契約締結後，請負代金額の変更があった場合には，変更後の請負代金額。）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し，受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し，又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより，公正取引委員会が受注者に対し，独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い，当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは，受注者等に対する命令で確定したものをいい，受注者等に対して行われていないときは，各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において，この契約に関し，独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により，受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において，この契約が，当該期間（これらの命令に係る事件について，公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い，これが確定したときは，当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり，かつ，当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し，受注者（法人にあっては，その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　この契約に関し，次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは，受注者は，発注者の請求に基づき，請負代金額の１０分の１に相当する額のほか，請負代金額の１００分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について，独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

二　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において，受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　受注者は，契約の履行を理由として，第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は，発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において，発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約不適合責任期間等）

第５７　発注者は，引き渡された工事目的物に関し，第３２第４項又は第５項（第３９においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下第５７において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ，契約不適合を理由とした履行の追完の請求，損害賠償の請求，代金の減額の請求又は契約の解除（以下第５７において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず，設備機器本体等の契約不適合については，引渡しの時，発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ，受注者は，その責任を負わない。ただし，当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については，引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は，具体的な契約不適合の内容，請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して，受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り，その旨を受注者に通知した場合において，発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは，契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は，第１項又は第２項の請求等を行ったときは，当該請求等の根拠となる契約不適合に関し，民法の消滅時効の範囲で，当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は，契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は，民法の定めるところによる。

７　民法第６３７条第１項の規定は，契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は，工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは，第１項の規定にかかわらず，その旨を直ちに受注者に通知しなければ，当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし，受注者がその契約不適合があることを知っていたときは，この限りでない。

９　この契約が，住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第９４条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には，工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成１２年政令第６４号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は，１０年とする。この場合において，前各項の規定は適用しない。

１０　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは，発注者は当該契約不適合を理由として，請求等をすることができない。ただし，受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

（火災保険等）

第５８　受注者は，工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下第５８において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険，建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下第５８において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は，前項の規定により保険契約を締結したときは，その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。

３　受注者は，工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは，遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第５９　受注者がこの契約に基づく制裁金，賠償金，損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年３パーセントの割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し，なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第６０　契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には，発注者及び受注者は，建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず，現場代理人の職務の執行に関する紛争，監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等の工事の

施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については，第１２第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第１２第５項の規定により発注者が決定を行った後，又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第１２第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ，発注者及び受注者は，前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第６１　発注者及び受注者は，その一方又は双方が第６０の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは，第６０の規定にかかわらず，仲裁合意書に基づき，審査会の仲裁に付し，その仲裁判断に服する。

（補則）

第６２　この契約基準に定めのない事項は，必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

入　札　書

工 事 名　岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事

入札金額　金　　円也

国立大学法人岡山大学工事請負契約基準を熟知し，図面及び仕様書に従って，上記の工事を実施するものとして，入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

競 争 加 入 者

住　　所

会 社 名

代 表 者 名　　㊞

□ 代 理 人　　㊞

□ 復 代 理 人　　㊞

（備考）　(1) 該当の□にレを表示すること。

様式１

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

委任者（競争加入者）

住　所

会社名

代表者名　　印

私は，下記の者を代理人と定め，貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

１　受 任 者

２　委任事項　　（１）　工事請負に関する一切の件

（２）　復代理人選任及び解任の件

３　工 事 名　　岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事

４　受任者（代理人）使用印鑑

（注）本様式は本店から契約権限を有する支店等への委任様式である。

様式３

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

委任者（競争加入者の代理人）

住　所

会社名

氏　名　　印

私は，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（競争加入者）

の復代理人と定め，下記の一切の権限を委任します。

記

令和８年１０月８日　国立大学法人岡山大学において行われる下記工事の入札及び見積りに関する件

工事名　　岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事

受任者（復代理人）使用印鑑

(注)支店等の社員等が競争加入者(本店の代表者)の復代理人となる場合の委任様式である。

様式２

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

委任者（競争加入者）

住　所

会社名

代表者名　　印

私は，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を代理人と定め，下記の一切の権限を委任します。

記

令和８年１０月８日　国立大学法人岡山大学において行われる下記工事の入札及び見積りに関する件

工事名　　岡山大学（三朝）第１研究棟２階クリーンルーム空調設備更新工事

受任者（代理人）使用印鑑